



# 第8期東白川村高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画

すべての村民が自立し、  
高齢者の尊厳が保持され、  
ともに支え合う地域社会づくり



令和3年3月

東白川村





# 目次

<b>第1章 基本的な考え方</b> .....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
5 本計画策定におけるポイント.....	4
6 日常生活圏域.....	5
<b>第2章 高齢者の現状</b> .....	6
1 人口等の状況.....	6
2 世帯の状況.....	9
3 要介護認定者の状況.....	10
4 認知症高齢者の状況.....	11
5 高齢者の受診状況（国民健康保険）.....	13
6 長寿医療制度（後期高齢者）医療費の推移.....	14
7 保健福祉サービスの実施状況.....	15
8 介護保険サービスの実施状況.....	19
9 地域支援事業の実施状況.....	23
<b>第3章 アンケート調査結果</b> .....	29
1 調査概要.....	29
2 調査結果.....	30
<b>第4章 計画の考え方</b> .....	36
1 計画の基本理念.....	36
2 計画の基本目標.....	37
3 東白川村における地域包括ケアシステム.....	38
4 施策体系.....	39
<b>第5章 施策の内容</b> .....	40
基本目標1 介護予防・健康づくりの推進.....	40
基本目標2 地域において安心できる生活の確保.....	44
基本目標3 安心して介護を受けられる環境づくり.....	50
基本目標4 高齢者にやさしい環境づくり.....	55
<b>第6章 将来推計</b> .....	61
1 介護保険サービスの必要量見込み.....	61
2 保険料の算出.....	65

第7章 計画の推進体制.....	71
1 円滑な介護サービスの提供.....	71
2 円滑な介護保険の運営.....	71

# 第1章 基本的な考え方

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、令和元年10月1日現在で高齢化率が28.4%となりました。内閣府の将来推計によると、高齢化は今後も継続することが予想されています。特に、令和7年には「団塊の世代」が後期高齢者に、令和22年には「団塊ジュニア世代」が高齢者となることを踏まえると、さらに高齢化が進行すると予想されます。

国では、高齢社会を乗り越えるための社会モデルとして、「地域包括ケアシステム」構築に取り組んできました。保険者である都道府県や市町村においても、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて地域包括ケアシステムの構築を進めてきています。

東白川村（以下、「本村」という。）においては、後期高齢者の割合の上昇をはじめとした本村の特徴を踏まえた上で、「地域共生社会」を構築・深化するべく、様々な主体が高齢者福祉や介護保険の施策に取り組んでいます。

本村では、平成29年に「第7期東白川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「7期計画」という。）を策定し、地域包括ケアシステムの深化や介護予防事業の推進、介護保険事業の方向などを示してきました。「第8期東白川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、このような高齢者や地域住民を取り巻く社会状況の変化への対応や、本村の実情に合った地域包括ケアシステムの深化のため、策定します。

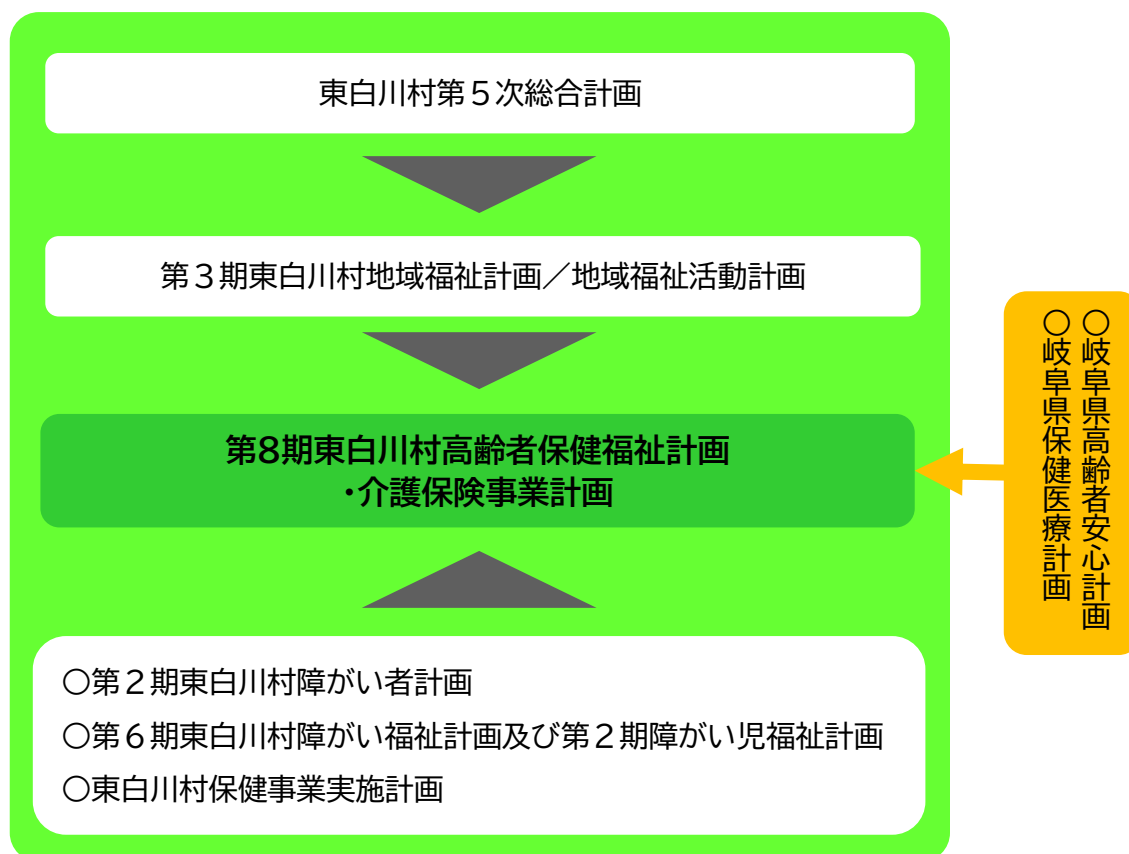
## 2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に定める「老人福祉計画」と介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に定める「介護保険事業計画」を一体のものとし、3年を1期として策定するものです。

国の基本指針や県の「岐阜県高齢者安心計画」、地域の医療計画との整合性を図り、本村の高齢者保健福祉施策並びに介護保険事業の円滑な運営・推進を行う上での方向性を示すものとしてします。

また、本村の上位計画である「東白川村第5次総合計画」や、地域包括ケアシステムの構築・深化において、福祉分野の総合計画として位置づけられる「第3期東白川村地域福祉計画／地域福祉活動計画」をはじめとした各種計画、その他関連計画との整合を図っています。

### ■計画の位置づけ

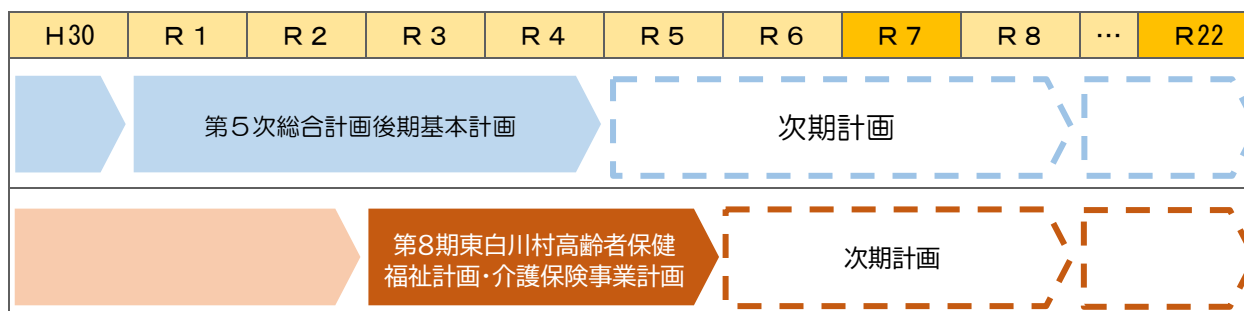


### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。また、中長期視点では、「団塊の世代」が後期高齢者に達する令和7年及び「団塊ジュニア世代」が高齢者となり、現役世代が減少する令和22年を見据えて施策を展開します。

#### ■計画の期間

(年度)



### 4 計画の策定体制

#### (1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画内容の検討・審議を目的とし、村職員によって構成する「介護保険及び高齢者保健福祉計画策定検討会議」「ワーキンググループ」、学識経験者、福祉関係者及び村民代表によって構成する「東白川村高齢者保健福祉計画等策定委員会」をそれぞれ設置・開催しました。

#### (2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、高齢者やその家族等の実態や意向を踏まえ、計画策定の基礎資料とすることを目的に、一般高齢者（65歳以上）、要支援・要介護認定者を対象としたアンケート調査を実施しました。このアンケート調査結果を参考に、今後の高齢者保健福祉サービスや介護保険事業サービスの必要事業量を算定しました。

## 5 本計画策定におけるポイント

国が示す第8期介護保険事業計画の基本指針の主なポイントは、以下のとおりです。本計画においても、以下の内容を踏まえた上で策定します。

<b>① 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備</b>
「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年（2025 年）、「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和 22 年（2040 年）に向け、介護需要の見込みに合わせたサービス基盤整備など、中長期的な視野に立って、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。
<b>② 地域共生社会の実現</b>
地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要である。
<b>③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進</b>
高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるとともに、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが必要である。
<b>④ 有料老人ホームサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化</b>
有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っており、質の確保や適切なサービス基盤整備を進めるため、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要である。
<b>⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進</b>
認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪として、「普及啓発・本人発信支援」「予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者への支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」「研究開発・産業促進・国際展開」に関する施策を推進する。
<b>⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</b>
介護人材の確保について、介護保険事業（支援）計画に取組方針等を記載し、都道府県と市町村が連携しながら進めることが必要である。また、総合事業等の担い手を確保する取組や介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ICT の活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが重要である。
<b>⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備</b>
近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらの備えへの重要性について検討することが必要である。



## 6 日常生活圏域

国では、地域包括ケアシステム構築のための必要なサービスを受けられる体制整備を進める単位を「日常生活圏域」とし、概ね 30 分以内で活動できる範囲としています。

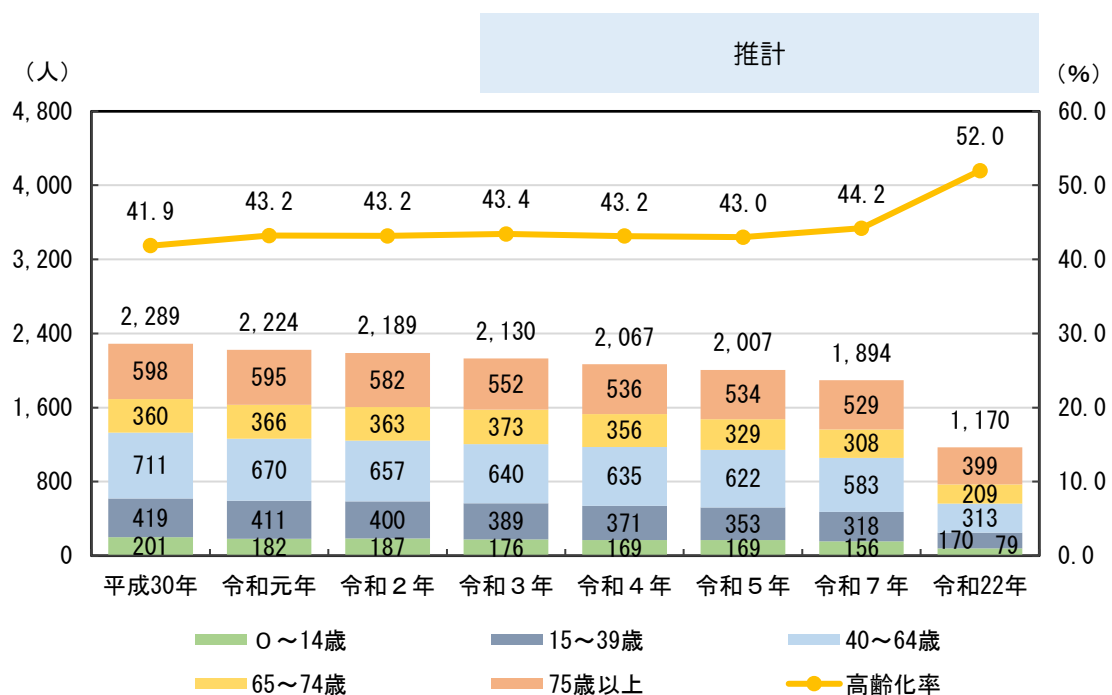
本村では、高齢者の住み慣れた地域での生活・介護の基盤となる地域包括ケアの推進・深化に向け、村域全体を 1 つの日常生活圏域として設定します。

# 第2章 高齢者の現状

## 1 人口等の状況

本村の総人口は減少傾向で推移しており、令和2年には2,189人、高齢化率は43.2%となっています。今後の推計をみると、令和3年から令和7年まで、人口は引き続き減少傾向となっており、高齢化率は43~44%台となる見込みです。さらに令和22年には、高齢化率が52.0%となると見込まれています。

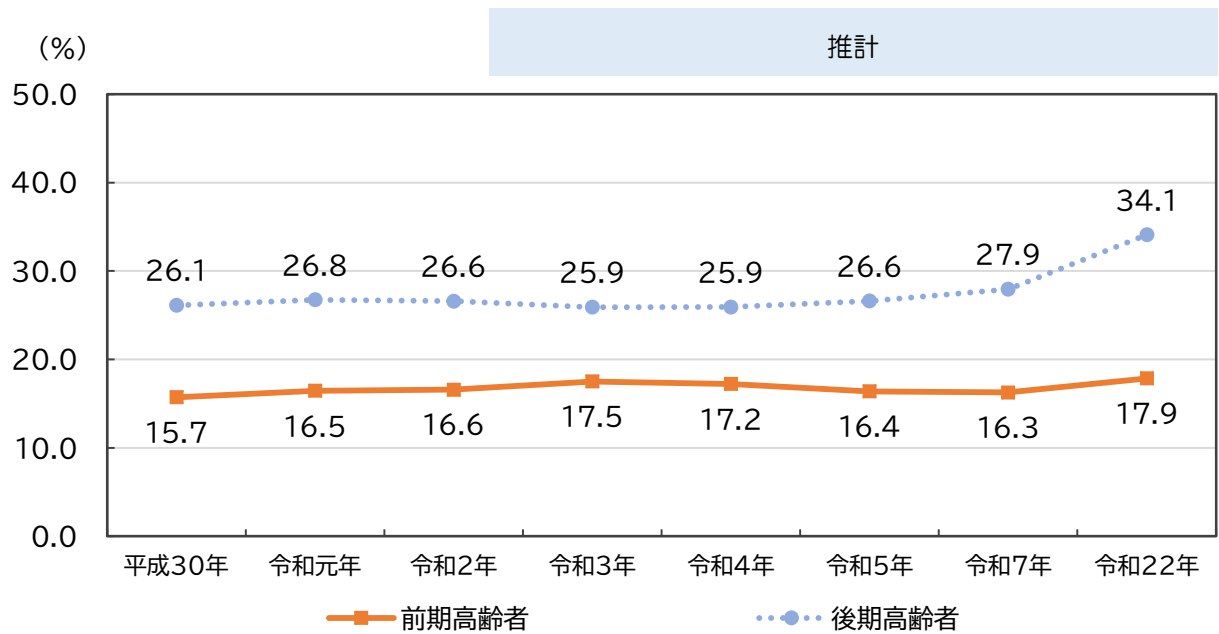
■総人口と高齢化率の推移及び推計



資料：～令和2年 住民基本台帳の実績値（各年9月末）  
令和3年～ コーホート変化率法による推計値

前期高齢者・後期高齢者の人口割合は、後期高齢者が前期高齢者を上回って推移しており、この傾向は今後も続くと考えられます。令和 22 年には後期高齢者の割合が令和 2 年よりも 7.5 ポイント高い 34.1%となることが見込まれています。

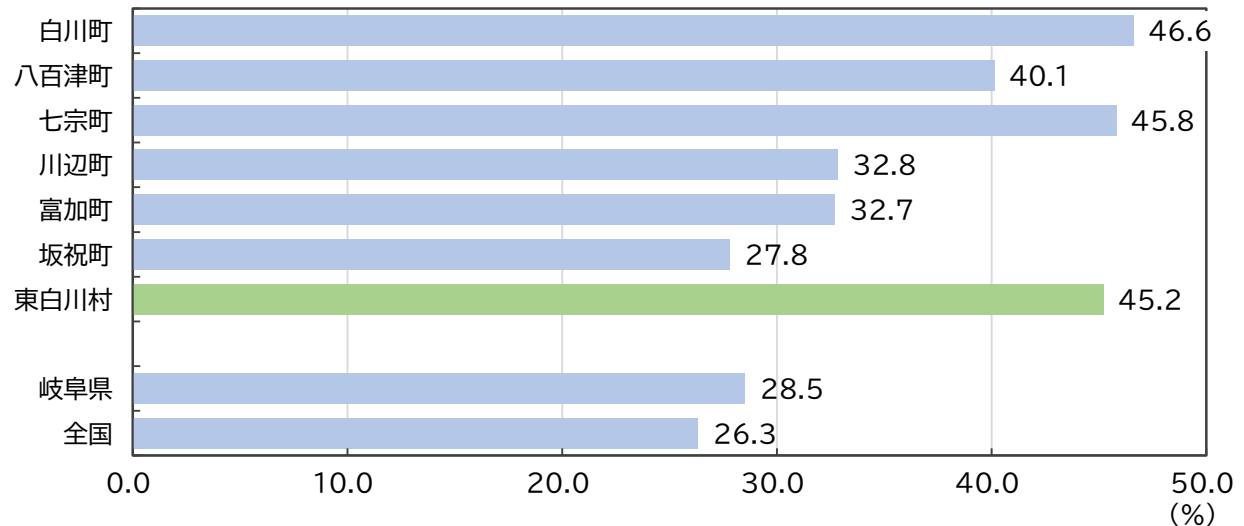
■前期高齢者・後期高齢者人口割合の推移及び推計



※小数点第2位を四捨五入しているため、合計がP 6と一致しないことがあります。  
 資料：～令和2年 住民基本台帳の実績値（各年9月末）  
 令和3年～ コーホート変化率法による推計値

平成 27 年度の高齢化率を全国、岐阜県及び近隣自治体と比較すると、本村は、白川町や七宗町より低く、それ以外の近隣自治体や全国、岐阜県よりも高くなっています。

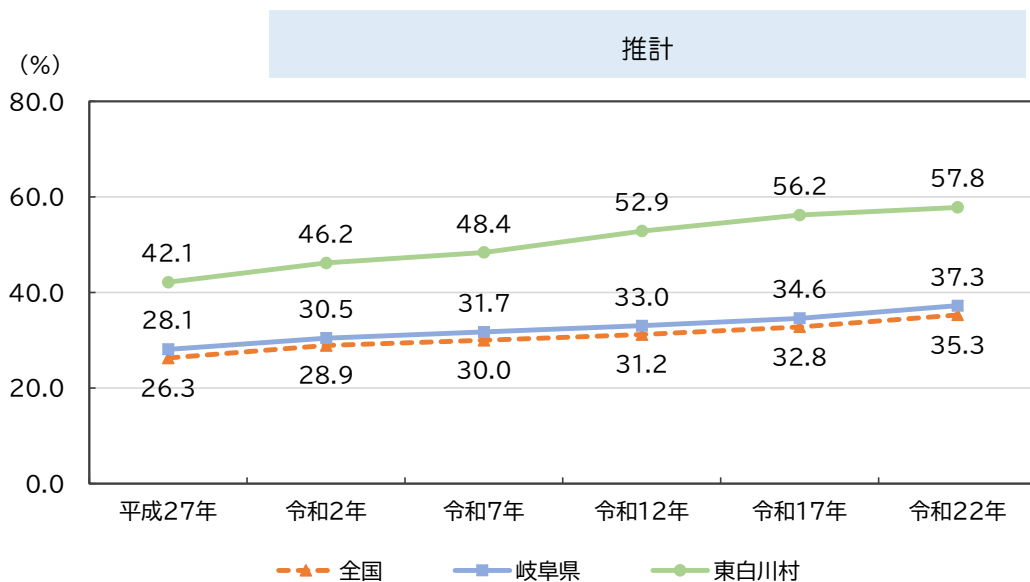
■全国、岐阜県、近隣の自治体との高齢化率の比較



資料：国勢調査（平成 27 年）

高齢化率の推移及び推計を全国、岐阜県と比較すると、全国や岐阜県よりも高くなっています。令和 22 年には 57.8%と、人口の約 6 割高齢者となっています。

■高齢化率の推移及び推計の全国・岐阜県との比較

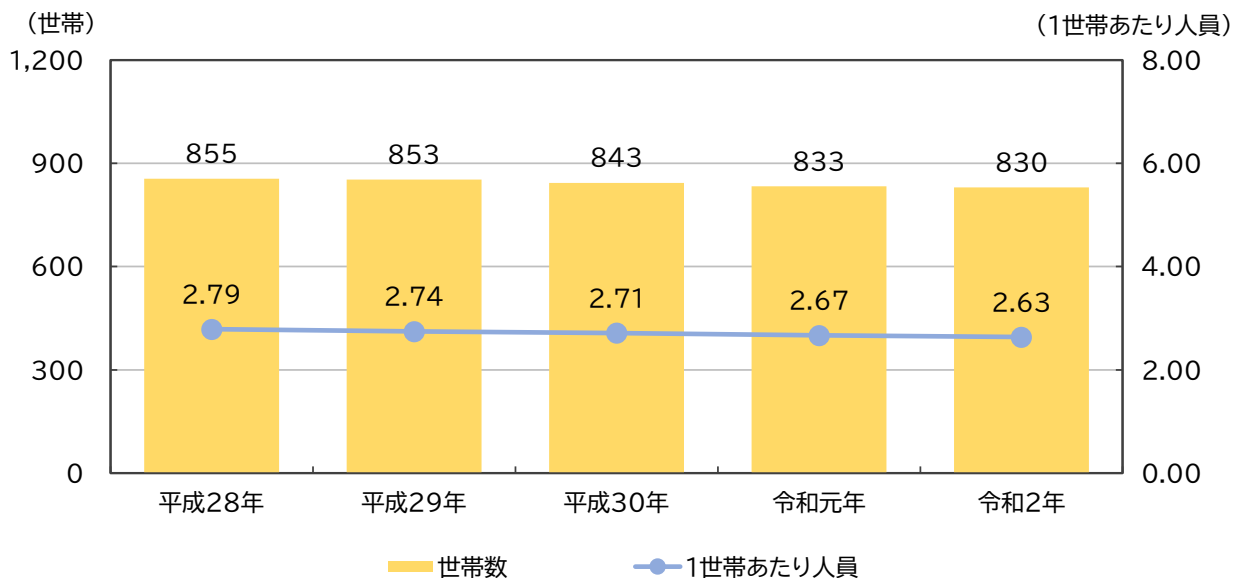


資料：統計局

## 2 世帯の状況

世帯数は、平成 28 年以降一貫して減少となっています。1 世帯あたりの人員についても、一貫して減少しています。

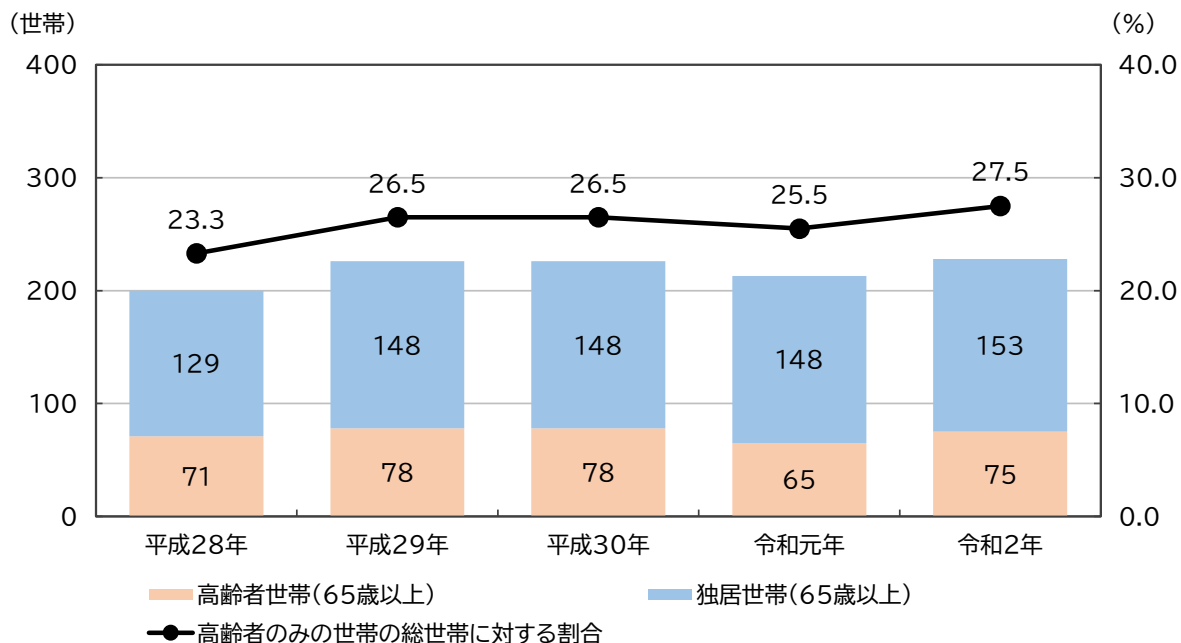
### ■世帯数と 1 世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳の実績値（各年 9 月末）

高齢夫婦世帯数は、年度によって増減しています。高齢者のみの世帯の総世帯に対する割合は、微増となっています。

### ■高齢夫婦世帯数と独居世帯数の推移



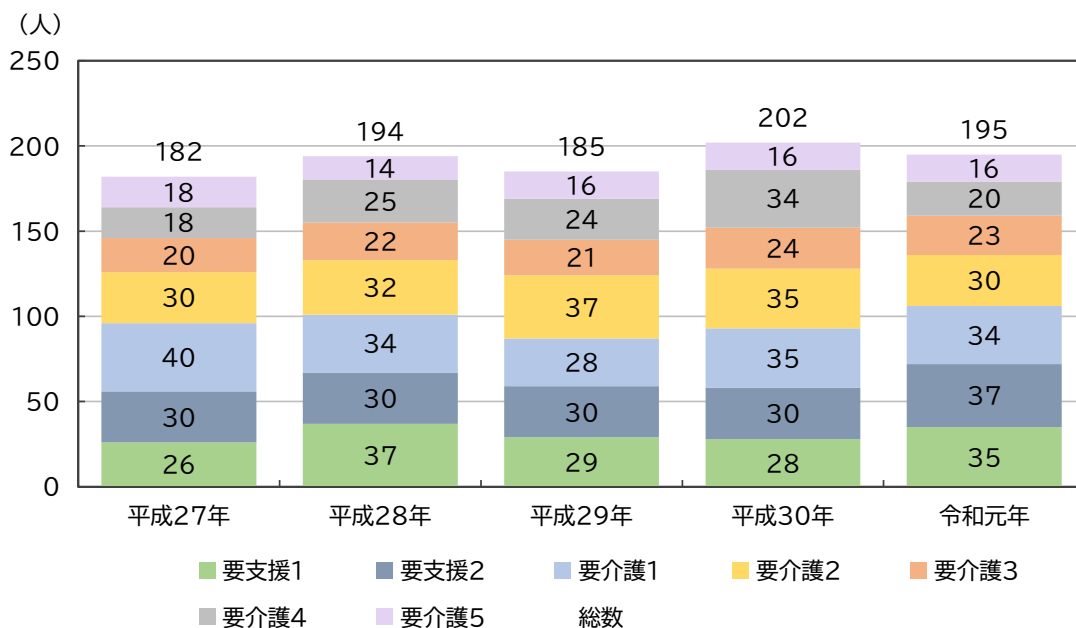
資料：保健福祉課（各年 3 月末）

### 3 要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の総数の推移は、増減を繰り返しており、令和元年に195人となっています。

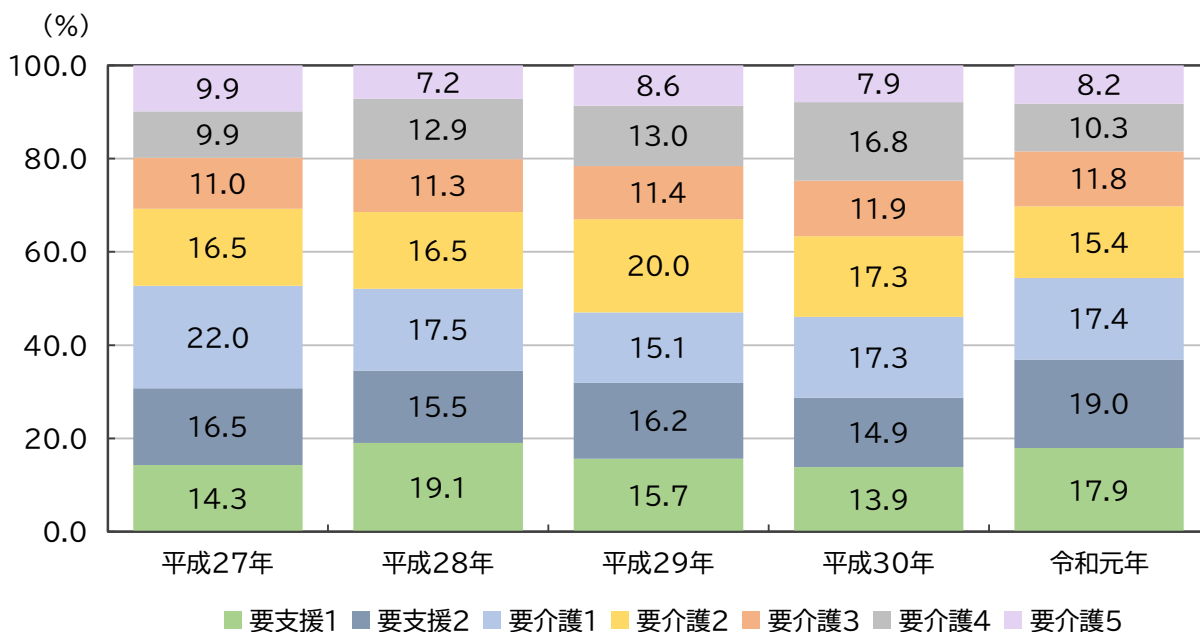
要支援・要介護度別にみると、要支援1～要介護1の軽度者が多くなっています。

#### ■要支援・要介護認定者数の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年3月末）

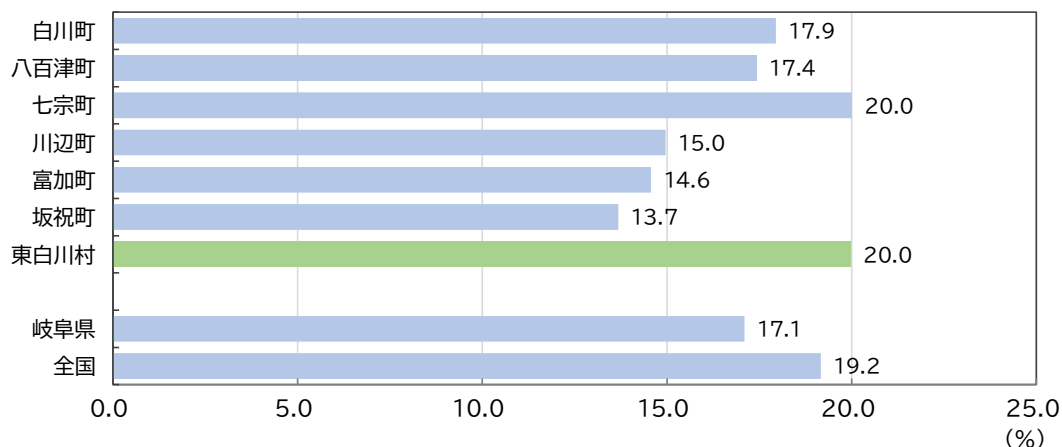
#### ■要支援・要介護認定者割合の推移



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」（各年3月末）

平成 27 年度の要支援・要介護認定率の状況を全国、岐阜県及び近隣自治体と比較すると、本村は七宗町と同じく 20.0%と最も高くなっており、全国、岐阜県と比べても高くなっています。

■全国、岐阜県、近隣の自治体との要支援・要介護認定率の比較

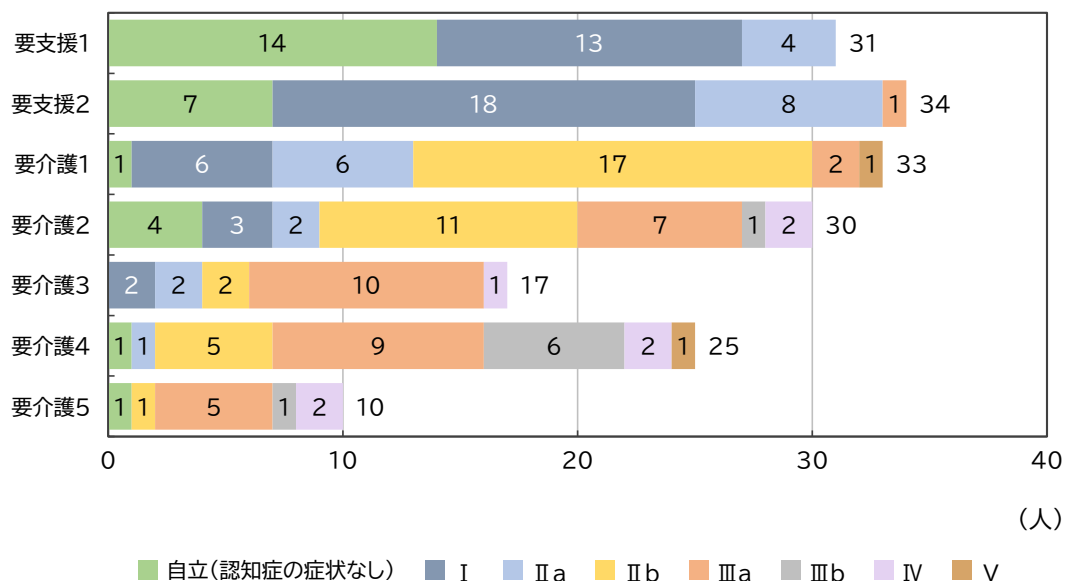


資料：国勢調査（平成 27 年）

## 4 認知症高齢者の状況

令和元年度の要支援・要介護度別認知症高齢者の日常生活自立度は、要支援 1 では約半数が「自立」（認知症の症状なし）となっていますが、要介護度が上がるにつれて、日常生活自立度（次ページ参照）で介護を必要とすると判定される高齢者の人数が多くなっています。

■要支援・要介護度別認知症高齢者の日常生活自立度



資料：保健福祉課（令和元年 12 月末）

■（参考）認知症高齢者の日常生活自立度の判定基準

ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記IIの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ
II b	家庭内でも上記IIの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記IIIの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記IIIの状態が見られる。	ランクIII aと同じ
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクIIIと同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

資料：厚生労働省



## 5 高齢者の受診状況(国民健康保険)

本村の国民健康保険加入者の受診状況は、令和元年度の1年間で、入院が0.24%、入院外が7.59%となっています。

また、65～74歳の国民健康保険加入者の疾病別受診状況は、循環器系の診察費用額が入院・入院外ともに多くなっています。

### ■受診率・受診日数・診療費の状況（0～74歳） （令和元年平均被保険者数：602人）

	受診率（%）	1件あたりの受診日数（日）	1日あたりの診療費（円）
入院	0.24	15.74	32,586
入院外	7.59	1.43	12,130

資料：村民課

### ■疾病別の受診状況（65～74歳）

	入院		入院外	
	受診件数（件）	診察費（円）	受診件数（件）	診察費（円）
感染症	0	0	5	105,970
新生物	2	1,350,620	10	929,760
内分泌、栄養及び代謝	0	0	35	944,140
神経系	0	0	9	199,510
眼及び付属器	0	0	21	263,490
循環器系	1	2,734,960	57	1,014,470
呼吸器系	1	515,500	8	189,510
消化器系	0	0	7	421,700
筋骨格系及び結合組織	0	0	23	415,670
歯並び及び歯の支持組織	0	0	54	676,010
その他	2	726,770	30	1,375,660
合計	6	5,327,850	259	6,535,890

資料：「東白川村村民課資料」（令和元年5月診療分）

## 6 長寿医療制度(後期高齢者)医療費の推移

平成 20 年 4 月より、満 75 歳以上（一定の障がいのある人は本人からの申請により 65 歳以上）の人を対象に、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が実施されています。

本村の医療費の総額は、平成 29 年度から平成 30 年度に増加したものの、令和元年度には減少しています。なお、1 人あたりの医療費も同様の傾向となっています。

### ■後期高齢者の医療費（給付費）の推移

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受給対象者数（人）		616	596	589
診療費	入院（円）	209,038,746	213,086,065	158,404,662
	入院外（円）	120,259,470	104,284,942	99,348,207
	歯科（円）	9,934,609	11,644,318	11,223,711
	小計（円）	339,232,825	329,015,325	268,976,580
薬剤の支給（円）		110,371,076	143,540,032	93,160,560
食事療養費（円）		8,891,473	7,217,320	5,722,374
医療費の支給（円）		19,557,321	22,337,846	13,765,434
医療費総額（円）		478,052,695	502,110,523	381,624,948
1 人あたりの医療費（円）		776,060	842,467	647,920

資料：「東白川村事務報告書」

## 7 保健福祉サービスの実施状況

### (1) 健康教育（保健サービス）

集団健康教育は、開催回数、延べ被指導人員ともに増加しています。

特定保健指導は、受診人数、要保健指導対象者及び保健指導実施者数は増減しながら推移していますが、保健指導実施率は平成 29 年度以降低くなっています。

#### ■集団健康教育

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般	開催回数（回）	6	8	14
	延べ被指導人員（人）	79	185	200

資料：保健福祉課

#### ■特定保健指導

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
検査対象者数（40～74 歳）（人）	495	497	464
受診人数（人）	222	272	228
要保健指導対象者数（人）	16	29	25
保健指導実施者数（人）	12	13	11
保健指導実施率（％）	75.0	44.8	44.0

資料：保健福祉課

### (2) 健康相談（保健サービス）

健康相談の延べ参加者数は、増減しながら推移しています。

#### ■健康相談

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
開催回数（回）	1	1	17
延べ参加者数（人）	70	56	61

資料：保健福祉課

### (3) 特定健康診査、がん検診（保健サービス）

特定健康診査の受診率は、増減しながら推移しており、平成元年度で 49.1%となっています。

## ■特定健康診査、がん検診

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特定健康診査	対象人数 (人)	495	497	464
	受診者数 (人)	222	272	228
	受診率 (%)	44.8	54.7	49.1
胃がん検診	対象人数 (人)	1,713	1,691	1,611
	受診者数 (人)	81	86	77
	受診率 (%)	4.7%	5.1%	4.8%
肺がん検診	対象人数 (人)	1,713	1,691	1,611
	受診者数 (人)	88	98	78
	受診率 (%)	5.1%	5.8%	4.8%
大腸がん検診	対象人数 (人)	1,713	1,691	1,611
	受診者数 (人)	205	284	239
	受診率 (%)	12.0%	16.8%	14.8%
乳がん検診	対象人数 (人)	934	925	879
	受診者数 (人)	110	122	112
	受診率 (%)	11.8%	13.2%	12.7%
子宮がん検診	対象人数 (人)	1,070	1,049	1,008
	受診者数 (人)	77	86	73
	受診率 (%)	7.2%	8.2%	7.2%

資料：保健福祉課

### (4) 訪問指導（保健サービス）

訪問指導は、平成 29 年度から令和元年度の3年間、被指導員人数と延べ訪問回数はいずれも0となっています。

## ■訪問指導

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
被指導員人数 (人)	0	0	0
延べ訪問回数 (回)	0	0	0

資料：保健福祉課

#### (5) 軽度生活援助事業（福祉サービス）

軽度生活援助事業の訪問回数は、平成 29 年度に 126 回でしたが、平成 30 年度以降約 70 回となっています。

##### ■軽度生活援助事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
訪問回数（回）	126	65	69

資料：保健福祉課

#### (6) 生きがい対応デイサービス事業（福祉サービス）

生きがい対応デイサービス事業の延べ利用者数は、増減しながら推移しています。

##### ■生きがい対応デイサービス事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ利用者数（人）	822	901	899

資料：保健福祉課

#### (7) 緊急通報体制整備事業（福祉サービス）

緊急通報体制整備事業の緊急通報装置設置台数は、平成 29 年度以降減少となっています。

##### ■緊急通報体制整備事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
緊急通報装置設置台数 （台）	13	11	9

資料：保健福祉課

#### (8) 外出支援サービス事業（福祉サービス）

外出支援サービス事業の延べ利用者数は、平成 29 年度以降減少となっています。

##### ■外出支援サービス事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ利用者数（人）	2,523	2,356	2,145

資料：保健福祉課

### (9) 日常生活用具・介助機器給付貸出事業（福祉サービス）

日常生活用具・介助機器給付貸出事業は、平成 29 年度以降特殊寝台は増加していますが、それ以外のサービスは増減しながら推移しています。

#### ■日常生活用具・介助機器給付貸出事業

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
特殊寝台（台）	40	41	43
床ずれ予防具（台）	2	2	1
車いす（台）	26	28	24
合計（台）	68	71	68

資料：保健福祉課

### (10) 家族介護教室（福祉サービス）

家族介護教室の延べ利用者数は、平成 30 年度以降横ばいとなっています。

#### ■家族介護教室

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施回数（回）	5	5	4
延べ利用者数（人）	78	70	70

資料：保健福祉課

## 8 介護保険サービスの実施状況

### (1) 介護保険サービスの利用状況

#### ①居宅サービス（介護給付）

居宅サービスの給付費について、令和元年度の達成率をみると、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、居宅介護支援で100%を下回っています。

#### ■居宅サービス（介護給付）

			平成30年度			令和元年度		
			計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
訪問介護	給付費	千円	4,116	4,925	119.7%	4,117	4,697	114.1%
	回数	回	123.0	142.2	115.6%	123.0	125.9	102.4%
	人数	人	12.0	15.3	127.8%	12.0	12.3	102.1%
訪問看護	給付費	千円	1,178	1,358	115.3%	1,178	1,082	91.9%
	回数	回	16.0	14.2	88.5%	16.0	11.3	70.3%
	人数	人	5.0	6.0	120.0%	5.0	4.8	96.7%
訪問 リハビリ テーション	給付費	千円	1,875	2,750	146.7%	1,876	1,483	79.0%
	回数	回	54.0	72.9	135.0%	54.0	35.7	66.0%
	人数	人	6.0	7.7	127.8%	6.0	5.6	93.1%
居宅療養 管理指導	給付費	千円	335	912	272.1%	335	732	218.6%
	人数	人	6.0	10.2	169.4%	6.0	8.3	137.5%
通所介護	給付費	千円	44,014	40,249	91.4%	44,034	30,566	69.4%
	回数	回	441.0	404.4	91.7%	441.0	317.3	72.0%
	人数	人	50.0	47.4	94.8%	50.0	41.3	82.8%
通所 リハビリ テーション	給付費	千円	3,237	3,940	122.1%	3,239	3,744	115.6%
	回数	回	24.0	38.4	160.1%	24.0	34.6	144.1%
	人数	人	3.0	5.0	166.7%	3.0	4.3	144.4%
短期入所 生活介護	給付費	千円	8,342	7,935	95.1%	8,346	9,785	117.2%
	回数	回	116.0	90.0	77.6%	116.0	109.1	94.0%
	人数	人	9.0	9.7	107.4%	9.0	10.4	115.7%
短期入所療 養介護 (老健)	給付費	千円	25,693	30,597	119.1%	25,704	29,278	113.9%
	回数	回	212.0	247.7	116.8%	212.0	242.7	114.5%
	人数	人	18.0	19.3	107.4%	18.0	20.8	115.3%
福祉用具 貸与	給付費	千円	8,022	7,525	93.8%	8,022	6,750	84.1%
	人数	人	49.0	56.2	114.7%	49.0	47.4	96.7%

居宅（介護給付）			平成 30 年度			令和元年度		
			計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
特定福祉 用具購入	給付費	千円	0.0	133	-	0.0	205	-
	人数	人	0.0	0.7	-	0.0	0.5	-
住宅改修	給付費	千円	0.0	777	-	0.0	595	-
	人数	人	0.0	0.9	-	0.0	0.8	-
特定施設 入所者 生活介護	給付費	千円	0.0	1,963	-	0.0	2,328	-
	人数	人	0.0	1.0	-	0.0	1.3	-
居宅介護 支援	給付費	千円	14,857	15,474	104.2%	14,863	13,342	89.8%
	人数	人	73.0	77.7	106.4%	73.0	67.1	91.9%

資料：村民課

※計画値・実績値・達成率のすべての数値が 0.0 のサービスについては掲載を省略しています。

居宅サービス（介護予防給付）の給付費について、令和元年度の達成率をみると、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与で 100%を上回っています。

#### ■居宅サービス（介護予防給付）

			平成 30 年度			令和元年度		
			計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
介護予防 訪問看護	給付費	千円	0	27	-	0	32	-
	回数	回	0.0	0.3	-	0.0	0.8	-
	人数	人	0.0	0.3	-	0.0	0.3	-
介護予防訪問 リハビリ テーション	給付費	千円	2,686	1,083	40.3%	2,687	1,258	46.8%
	回数	回	79.0	28.1	35.5%	79.0	25.3	32.1%
	人数	人	8.0	4.7	58.3%	8.0	4.8	60.4%
介護予防 居宅療養 管理指導	給付費	千円	0	101	-	0	155	-
	回数	回	0.0	1.3	-	0.0	1.7	-
介護予防通所 リハビリ テーション	給付費	千円	529	1,124	212.5%	529	550	104.0%
	人数	人	1.0	2.2	216.7%	1.0	1.1	108.3%
介護予防短期 入所生活介護	給付費	千円	0	163	-	0	144	-
	回数	回	0.0	2.3	-	0.0	2.0	-
	人数	人	0.0	0.3	-	0.0	0.3	-

資料：村民課

※計画値・実績値・達成率のすべての数値が 0.0 のサービスについては掲載を省略しています。



			平成 30 年度			令和元年度		
			計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
介護予防短期 入所療養介護 (老健)	給付費	千円	0.0	26	-	0.0	91	-
	回数	回	0.0	0.3	-	0.0	1.0	-
	人数	人	0.0	0.1	-	0.0	0.3	-
介護予防特定 施設入居者生 活介護	給付費	千円	0.0	802	-	0.0	660	-
	回数	回	0.0	0.8	-	0.0	0.7	-
介護予防 福祉用具貸与	給付費	千円	1,828	2,408	131.7%	1,828	3,121	170.7%
	人数	人	24.0	35.2	146.5%	24.0	42.0	175.0%
特定介護予防 福祉用具購入	給付費	千円	126	108	85.5%	126	30	23.5%
	人数	人	2.0	0.4	20.8%	2.0	0.2	8.3%
介護予防住宅 改修	給付費	千円	1,007	460	45.7%	1,007	387	38.4%
	人数	人	2.0	0.7	33.3%	2.0	0.6	29.2%
介護予防支援	給付費	千円	2,489	2,022	81.2%	2,490	2,292	92.1%
	人数	人	45.0	38.3	85.2%	45.0	43.9	97.6%

資料：村民課

※計画値・実績値・達成率のすべての数値が 0.0 のサービスについては掲載を省略しています。

## ②地域密着型サービス

地域密着型サービスの給付費について、令和元年度の達成率をみると、認知症対応型共同生活介護で 100%を下回っています。

### ■地域密着型サービス

			平成 30 年度			令和元年度		
			計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
認知症対応型 共同生活介護	給付費	千円	32,801	32,359	98.7%	32,816	28,635	87.3%
	人数	人	12.0	11.8	98.6%	12.0	10.7	88.9%
地域密着型介 護老人福祉施 設入所者生活 介護	給付費	千円	8,697	13,007	149.6%	8,701	17,069	51.0%
	回数	回	3.0	4.8	160.0%	3.0	5.5	216.7%
	人数	人	0.0	127.9	127.9%	0.0	192.5	192.5%
地域密着型 通所介護	給付費	千円	1,143	1,262	110.4%	1,143	2,570	224.8%
	人数	人	1.0	1.7	166.7%	1.0	3.1	308.3%

資料：村民課

※計画値・実績値・達成率のすべての数値が 0.0 のサービスについては掲載を省略しています。

### ③施設サービス

施設サービスの給付費について、令和元年度の達成率をみると、介護老人保健施設で100%を上回っています。

#### ■施設サービス（介護給付）

			平成30年度			令和元年度		
			計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
介護老人福祉施設	給付費	千円	46,370	40,330	87.0%	46,391	37,053	79.9%
	件数	件	16	15	93.8	16	13	81.8%
介護老人保健施設	給付費	千円	33,733	36,884	109.3%	36,868	39,734	107.8%
	件数	件	12	13	108.3	13	13	100

資料：村民課

※計画値・実績値・達成率のすべての数値が0.0のサービスについては掲載を省略しています。

総給付費について、令和元年度の達成率をみると、概ね見込みどおりとなっています。

#### ■総給付費

(千円)

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
介護給付（Ⅰ）	234,413	242,380	103.4%	237,633	229,648	96.6%
介護予防給付（Ⅱ）	8,665	8,324	96.1%	8,667	8,720	100.6%
総給付費（Ⅰ＋Ⅱ）	243,078	250,704	103.1%	246,300	238,368	96.8%

資料：村民課

## 9 地域支援事業の実施状況

### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

#### ①介護予防・生活支援サービス事業

地域における生活支援や介護予防のサービスの充実を図るため、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者を対象に介護予防・生活支援サービス事業を実施しました。平成 30 年度から令和元年度にかけて、訪問型サービス事業の件数は減少となっておりますが、通所型サービス事業の件数は増加しています。

#### ■介護予防・生活支援サービス事業

			平成 30 年度	令和元年度
訪問型サービス事業	給付費	千円	3,340	3,080
	件数	件	150	146
通所型サービス事業	給付費	千円	6,193	7,824
	件数	件	241	288
高額介護予防サービス費（総合事業）	給付費	千円	32	28
	件数	件	22	23
介護予防ケアマネジメント事業費	給付費	千円	21	42
	件数	件	4	3
審査支払手数料	給付費	千円	24	25
	件数	件	391	434

資料：村民課

#### ②一般介護予防事業

一般介護予防事業では、以下の事業を実施しています。

##### ・機能訓練事業（リハビリ教室）

第1号被保険者（65歳以上の高齢者）及びその支援の活動に関わる者を対象に事業を実施しました。機能訓練事業（リハビリ教室）の延べ利用者数は、ほぼ見込みどおりとなっております。

#### ■機能訓練事業（リハビリ教室）

		平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
実施回数	回	12	12	100.0%	12	11	91.7%
延べ利用者数	人	350	360	102.9%	350	377	107.7%

資料：保健福祉課

・ P P K 教室

家に閉じこもりがちな虚弱高齢者に対し、レクリエーションを通じて、活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援しました。P P K 教室の延べ利用者数は、見込みを下回っています。

■ P P K 教室

		平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
実施回数	回	12	12	100.0%	12	11	91.7%
延べ利用者数	人	200	188	94.0%	200	124	62.0%

資料：保健福祉課

・ 運動機能向上事業・栄養改善事業

二次予防事業対象者把握事業により把握された人を対象に、通所によって、介護予防に効果がある取り組みを実施します。令和元年度の実績を平成 30 年度と比較すると、運動機能向上事業の延べ利用者数は減少していますが、栄養改善事業の利用者は増加となっています。

■ 運動機能向上事業・栄養改善事業

			平成 30 年度	令和元年度
運動機能向上事業	実施回数	回	32	28
	延べ利用者数	人	750	675
栄養改善事業	実施回数	回	8	7
	延べ利用者数	人	76	88

※令和 2 年 3 月は、新型コロナウイルス感染症対策により休止。

資料：保健福祉課

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で安心してその人らしい生活を維持することができるよう、介護サービスをはじめ、様々なニーズに対応できる総合機関として運営しています。

② 総合相談支援事業及び権利擁護事業

総合相談支援事業及び権利擁護事業では、以下の事業を実施しています。

・ 地域におけるネットワークの構築事業

地域ケア会議を毎月 1 回開催しています。

- ・実態把握事業

2人のみまもり訪問員による訪問を随時実施するとともに、地域内のみまもり協力隊から高齢者の情報を収集し、実態把握へとつなげています。

- ・総合相談支援事業、権利擁護事業

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて様々な相談に応じ、内容に即した情報提供、関係機関の紹介等を行う事業です。個別の支援計画の策定や、権利擁護により支援を行います。

総合相談件数は、見込みを上回っています。権利擁護相談件数については、実績はありません。

■総合相談支援事業及び権利擁護事業

		平成30年度			令和元年度		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
総合相談件数	件	150	321	214.0%	150	348	232.0%
権利擁護相談件数	件	1	0	0.0%	1	0	0.0%

資料：保健福祉課

③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業では、以下の事業を実施しています。

- ・包括的ケア体制の構築

随時、連絡調整を図り、高齢者支援に必要な協力体制を整備しています。

- ・地域におけるケアマネジャーのネットワークの活用

毎月1回、ケアマネジャーによる会議を開催しています。

- ・日常的個別指導・相談業務

随時、ケアマネジャーの相談に応じています。

- ・支援困難事例への指導・助言業務

地域ケア会議や在支・包括会議を毎月1回開催し、随時、困難事例の検討を行っています。

(3) 任意事業

任意事業では、以下の事業を実施しています。

①家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的、精神的、経済的な負担の軽減を図るための事業を実施しています。本村では、要介護認定者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術の習得を内容とする家族介護教室や介護を担う家族が介護に関する悩みを語り合い相互の交流を深める場を提供す

る独居・高齢世帯の家族会を実施しています。家族介護教室は、平成 30 年度のみ目標達成となっていますが、独居・高齢世帯の家族会は平成 30 年度・令和元年度ともに目標達成となっています。

#### ■家族介護継続支援事業

			平成 30 年度			令和元年度		
			計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
家族介護 教室	開催回数	回	4	4	100.0%	4	3	75.0%
	参加者数	人	40	49	122.5%	40	32	80.0%
独居・高齢 世帯の家族 会	開催回数	回	1	1	100.0%	1	1	100.0%
	参加者数	人	10	21	210.0%	10	38	380.0%

資料：保健福祉課

#### ②配食サービス事業

要支援者や基本チェックリスト該当者のうち、栄養改善が必要な人や独居高齢者で見守りが必要な人を対象に、必要に応じた配食事業を実施しています。平成 30 年度から令和元年度にかけて、達成率は下がっています。

#### ■配食サービス事業

		平成 30 年度			令和元年度		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
延べ利用人数	人	1,300	1,142	87.8%	1,300	1,004	77.2%

資料：保健福祉課

#### ③みまもりのわ高齢者支援事業

みまもり訪問員を2名配置し、65歳以上独居世帯、75歳以上高齢者世帯及び80歳以上の昼間独居世帯等の自宅を訪問することで、家族への連絡や緊急時の対応ができるようにしています。平成 30 年度から令和元年度にかけて、実施回数は減少となっています。

#### ■みまもりのわ高齢者支援事業

		平成 30 年度	令和元年度
実施回数	回	86	71
延べ利用者数	人	575	471

資料：保健福祉課

#### ④介護給付等費用適正化事業

適切なサービスを確保するとともに、費用の効率化を図ることで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を運営します。

#### (4) 包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業（社会保障充実分）では、以下の事業を実施しています。

##### ①在宅医療・介護連携推進事業

美濃加茂市・加茂郡が共同でネットワークをつくり、在宅と医療機関との連携強化を図り住民向けの啓発講演会の開催、地域の課題検討を行っています。

##### ②生活支援体制整備事業

地域の生活支援・介護予防サービス等を担う事業主体と連携しながら、地域内での交流活動を推進することで、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。

##### ③認知症総合支援事業

保健・医療・福祉の各分野の専門職が、初期の段階で認知症による症状の悪化を防止するため、支援を行ったり、認知症またはその疑いのある高齢者に対して、総合的な支援を行う事業です。相談会の開催、認知症に関する周知、講演会等を実施しています。

令和 30 年度から令和元年度にかけて、実施回数は3回減となっていますが、延べ利用人数は約 2.5 倍となっています。

##### ■認知症総合支援事業

		平成 30 年度	令和元年度
実施回数	回	20	17
延べ利用者数	人	171	433

資料：保健福祉課

##### ④地域交流会

自主的な地域活動の場において、高齢者を含め、幅広い年代が参加・交流できる機会づくりを支援しています。

地域交流会の参加者数は、令和元年度で 167 人となっています。

##### ■地域交流会

		平成 30 年度	令和元年度
実施地区	箇所	3	3
実施回数	回	27	22
延べ参加者数	人	200	167

資料：保健福祉課

⑤地域ケア会議推進事業

地域ケア会議を毎月1回開催しています。

■地域ケア会議推進事業

		平成30年度			令和元年度		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
地域ケア会議開催回数	回	12	12	100.0%	12	12	100.0%

資料：保健福祉課



# 第3章 アンケート調査結果

## 1 調査概要

以下の通りアンケート調査を実施し、本村における高齢者の状況を把握しました。

### ■アンケート調査概要

区分	一般高齢者	要支援・要介護認定者
調査対象	村内在住の65歳以上 (要介護認定1～5を除く) の人から無作為抽出	要支援・要介護の認定を受けて 居宅で暮らしている方から 無作為抽出
調査票の 配布・回収	郵送配布・郵送回収	認定調査員による聞き取り調査
調査期間	令和2年3月1日～5月15日	令和2年1月6日～4月30日
配布数	130件	40件
回答件数	119件	17件
回収率	91.5%	42.5%

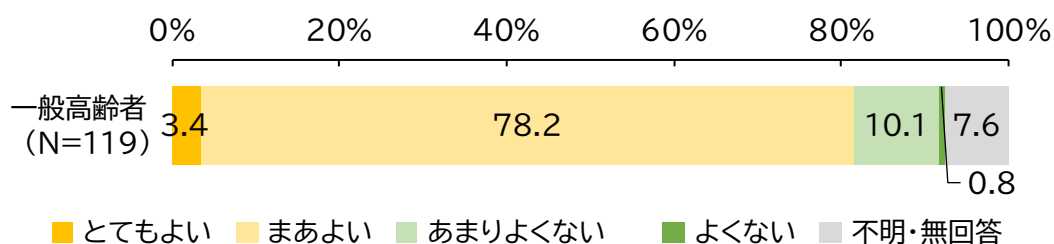
## 2 調査結果

### (1) 一般高齢者

#### ①健康状態と幸福度について

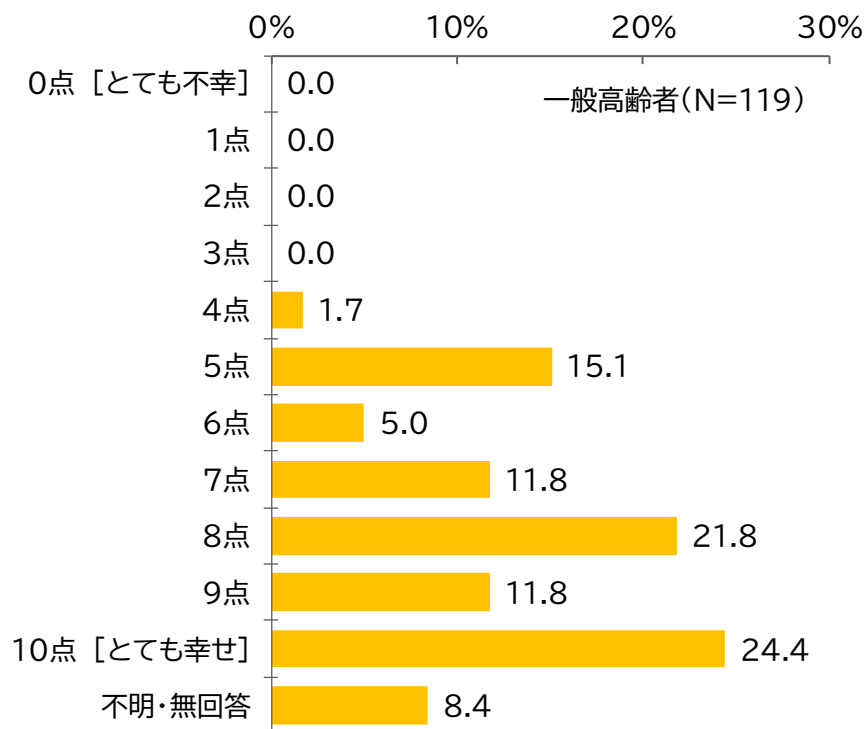
健康状態は、『よい』（「とてもよい」と「まあよい」の合計）が 81.6%、『よくない』（「あまりよくない」と「よくない」の合計）が 10.9%となっています。

#### ■健康状態



幸福度は、「10点[とても幸せ]」が 24.4%と最も高く、次いで「8点」が 21.8%となっており、全体の幸福度の平均値は 7.85点となっています。

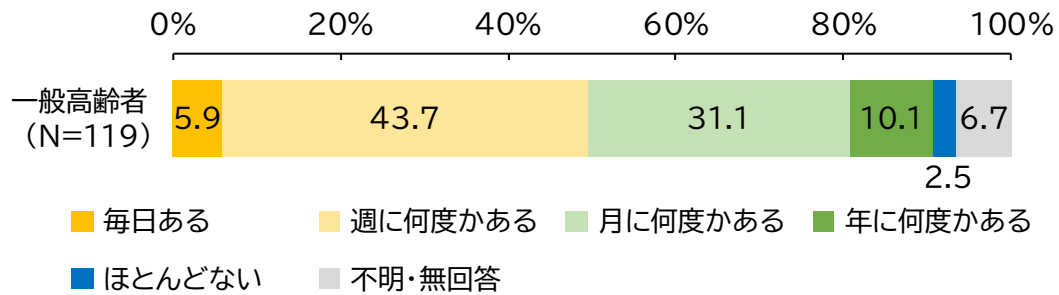
#### ■幸福度



## ② 社会参加について

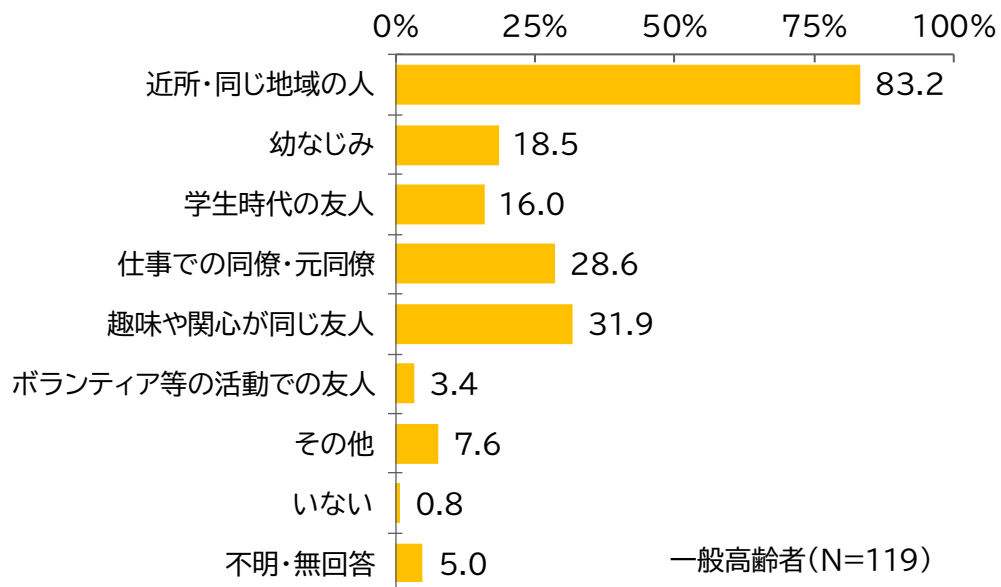
友人・知人と会う頻度は「週に何度かある」が43.7%と最も高く、次いで「月に何度かある」が31.1%となっています。

### ■友人・知人と会う頻度



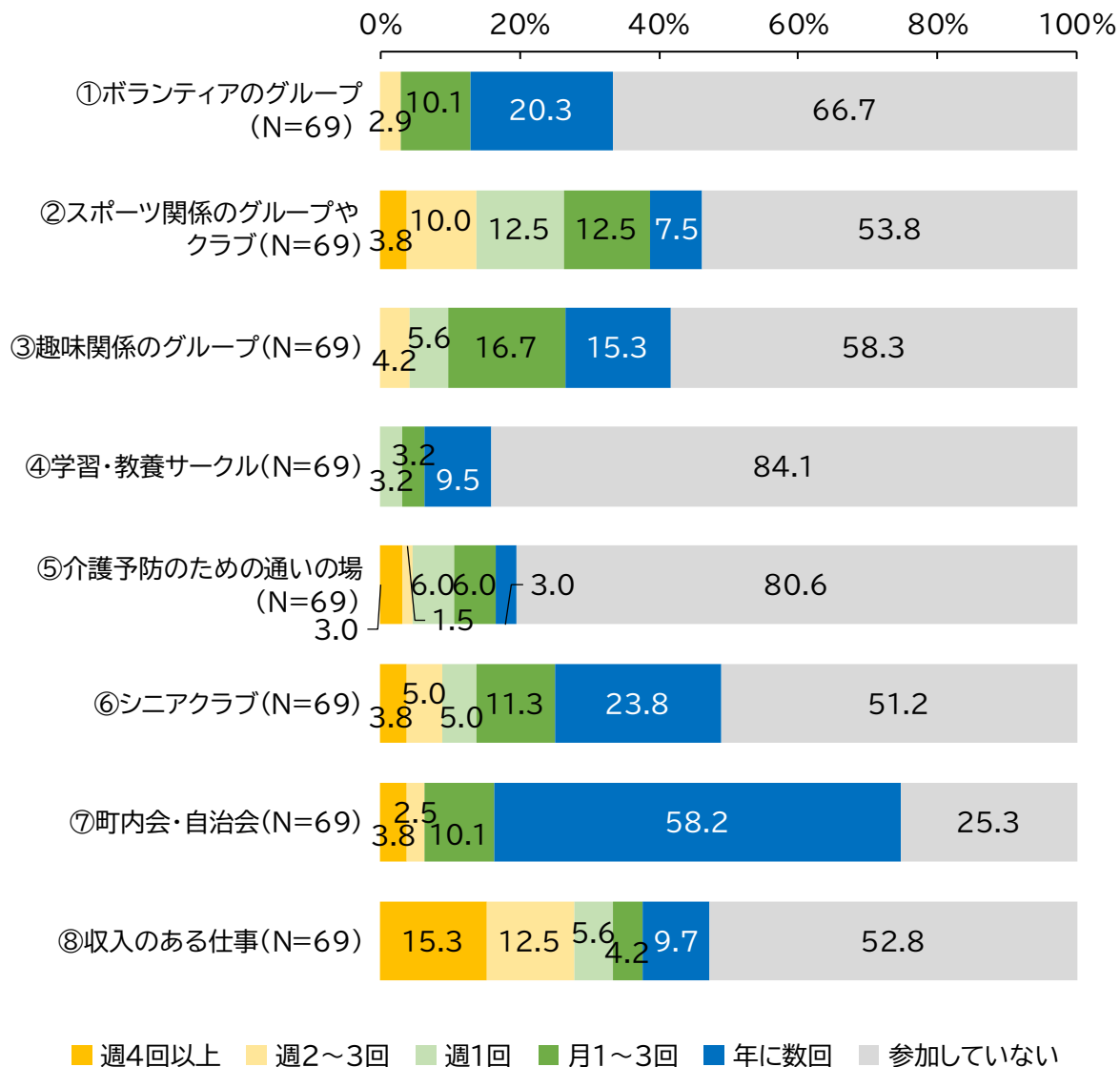
よく会う知人との関係性では「近所・同じ地域の人」が83.2%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」が31.9%となっています。

### ■よく会う知人との関係性



地域活動への参加頻度では「⑦町内会・自治会」を除いた項目で「参加していない」が半数を超えています。

### ■地域活動への参加頻度

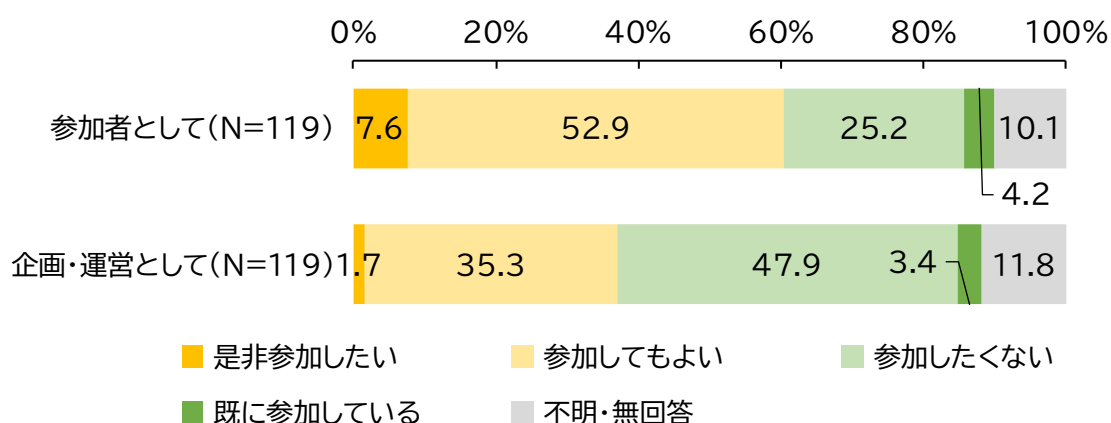


※「不明・無回答」を除く。

住民の有志によるグループ活動への参加者としての参加意向は、参加へ前向きな人（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）が60.5%、「参加したくない」が25.2%となっています。

住民の有志によるグループ活動への企画・運営としての参加意向は、参加へ前向きな人が37.0%、「参加したくない」が47.9%となっています。

### ■グループ活動への参加意向

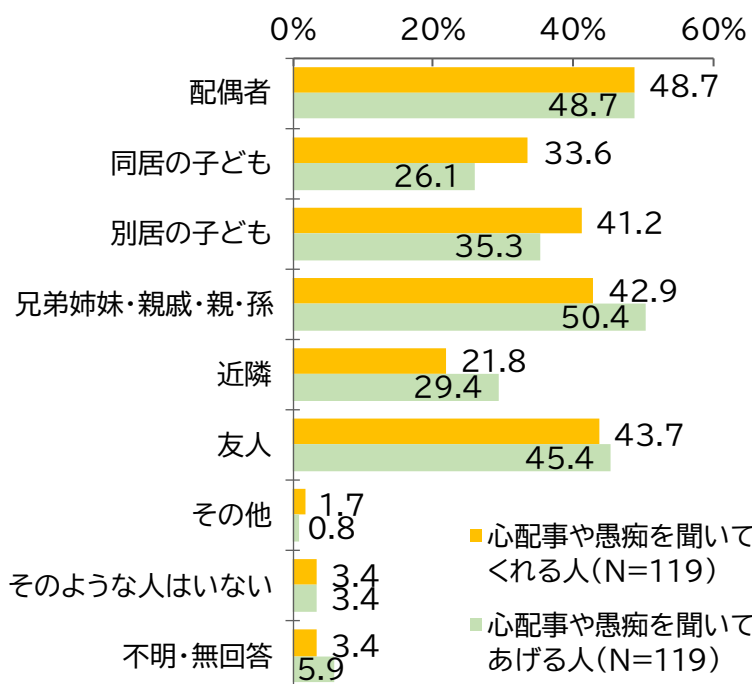


### ③ 助け合いについて

心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」が48.7%と最も高く、次いで「友人」が43.7%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が42.9%となっています。

反対に、心配事や愚痴を聞いてあげる人は、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が50.4%と最も高く、次いで「配偶者」が48.7%、「友人」が45.4%となっています。

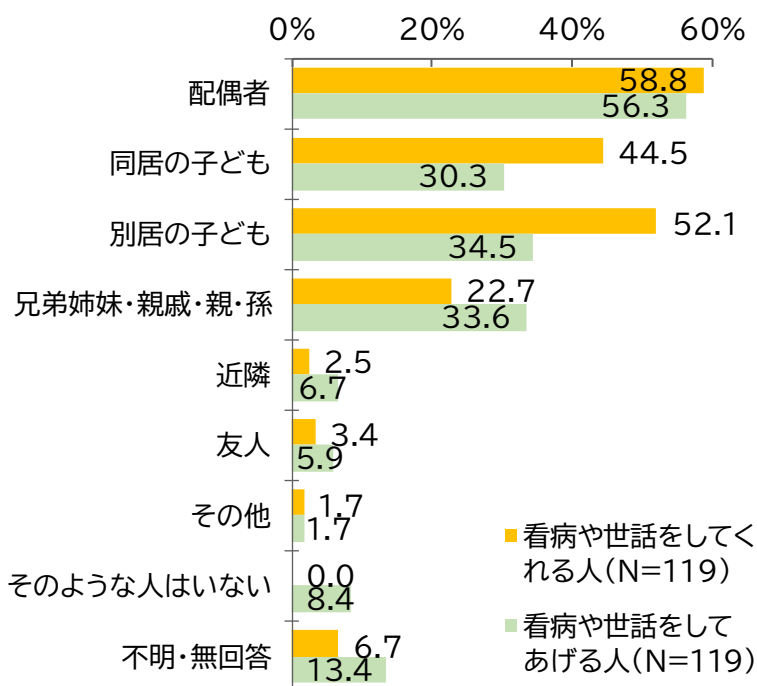
### ■心配や愚痴を聞いてくれる人、聞いてあげる人



看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」が58.8%と最も高く、次いで「別居の子ども」が52.1%、「同居の子ども」が44.5%となっています。

反対に、看病や世話をしてあげる人は、「配偶者」が56.3%と最も高く、次いで「別居の子ども」が34.5%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が33.6%となっています。

■看病や世話をしてくれる人、してあげる人

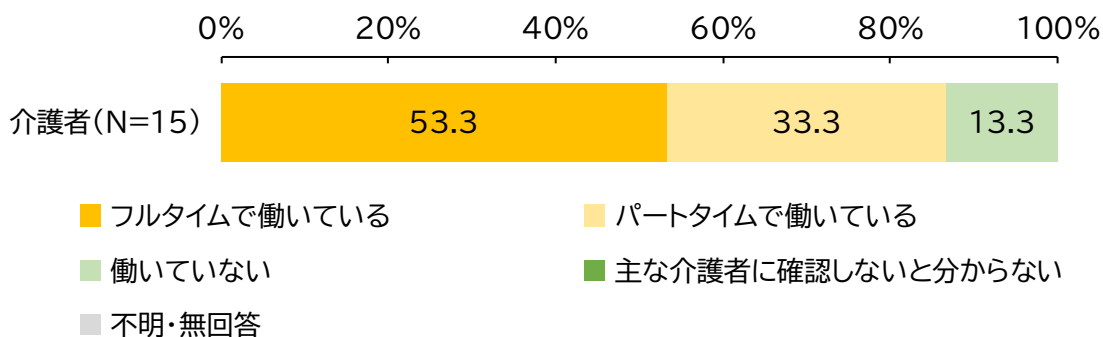


## (2) 要支援・要介護認定者

### ①介護者の仕事と介護の両立について<介護者がいる方のみ>

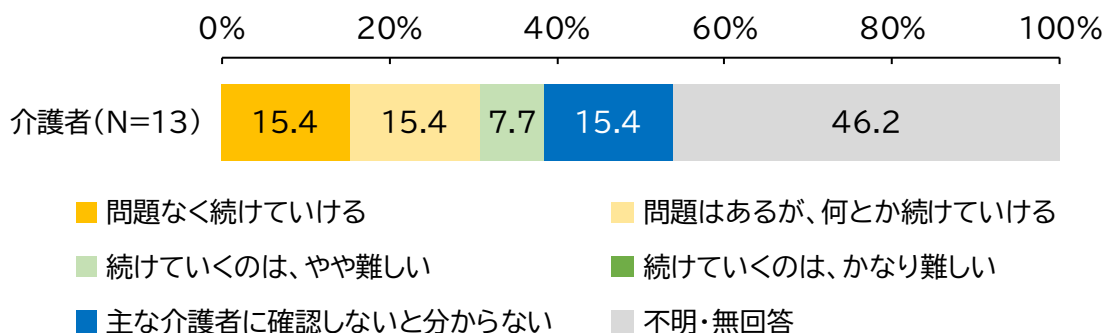
介護者の就労状況は、『働いている』（「フルタイムで働いている」と「パートタイムで働いている」の合計）が86.6%となっています。

#### ■就労状況



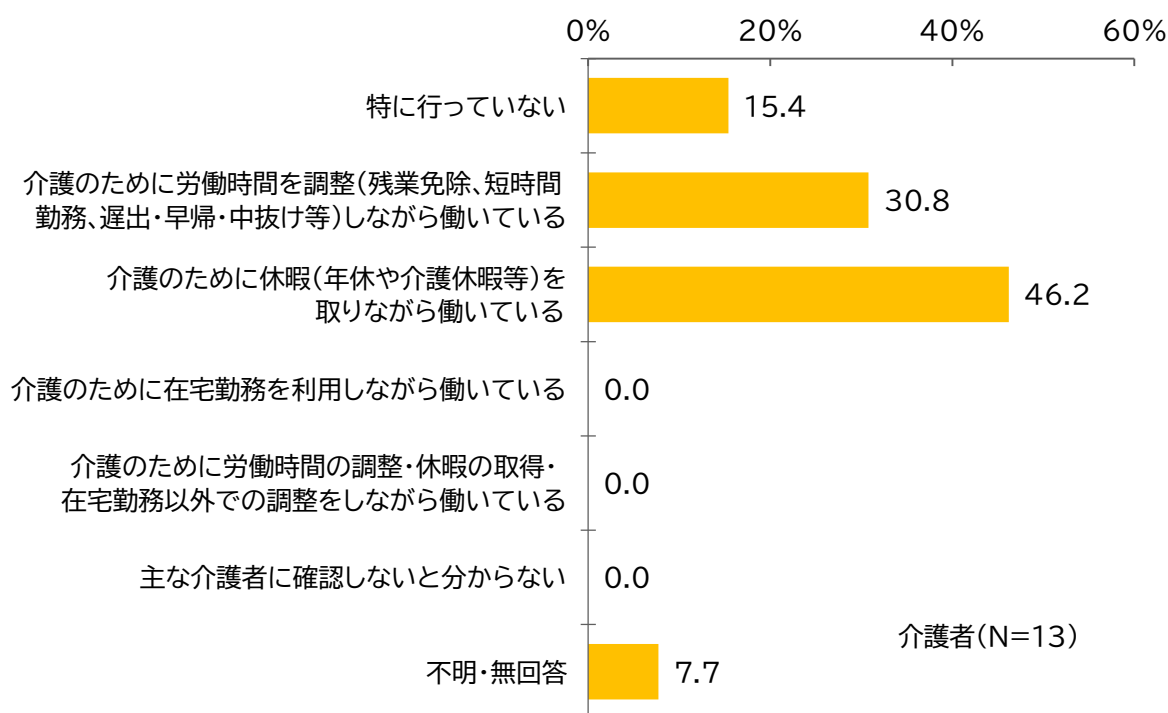
今後も働きながらの介護が可能かどうかは、下表のとおりとなっています。

■働きながらの介護は継続できそうか（『働いている』方のみ）



介護者の介護をしながらの働き方は、「介護のために休暇（年休や介護休暇等）を取りながら働いている」が46.2%と最も高くなっています。

■介護をしながらの働き方（『働いている』方のみ）



# 第4章 計画の考え方

## 1 計画の基本理念

本村では昭和 26 年に「健康な村宣言」を行い、以来、数々の健康行政を推進してきました。介護保険制度が開始されてからは、平成 13 年6月の「元気な長寿村宣言」を基本理念として、介護保険制度の運営、高齢者保健施策の推進に努めています。

平成 30 年度から令和2年度までを計画期間とした第7期計画では、基本理念である「すべての村民が自立し、高齢者の尊厳が保持され、ともに支え合う地域社会づくり」を第6期計画から継承し、「元気な長寿村」をめざして高齢者福祉に関わる施策を推進してきました。

本村の高齢化率の推移及び推計は、全国や岐阜県よりも著しく高くなっており、将来的には人口の半数以上が高齢者となることを見込まれています。このような中、すべての高齢者が生きがいを持ち、健康で過ごせる取り組みや、安心して暮らせる支援の充実が求められます。

本計画ではこのような背景を踏まえ、第7期計画までの基本理念と目指す姿を継承して、計画を推進することとします。

### 【基本理念】

すべての村民が自立し、  
高齢者の尊厳が保持され、  
ともに支え合う地域社会づくり

### 【めざす姿】

元気な長寿村をめざして  
東白川村



## 2 計画の基本目標

### 基本目標1 介護予防・健康づくりの推進

本村では、後期高齢者の増加に伴い、介護を必要とする人の増加が見込まれています。高齢者がいつまでも心身ともに元気で、可能な限り介護を必要としない生活を送るため、介護予防・健康づくりの推進のための取り組みを行います。各種健康診断の実施及びその結果に基づく教育指導の実施や、健康づくり活動・趣味等のグループへの参加の促進により、村民の健康維持を支援します。

### 基本目標2 地域にいて安心できる生活の確保

高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、環境づくりや生きがいつくりの支援が必要です。今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の増加及び重度化が進むことが予想されます。そのため、高齢者に対し、各種サービスの充実や生きがいつくりの支援を行うとともに、認知症の予防及び重度化の防止のための各種活動を推進します。また、地域住民に対しては、高齢者への理解の浸透及び見守り体制の充実を図ります。

### 基本目標3 安心して介護を受けられる環境づくり

今後、高齢者の増加と、それに伴う要介護者の増加が予想されるため、介護保険制度の運営及び介護保険サービスの提供を適切に行うことにより、高齢者の支援や介護者の負担を軽減できるように、各種体制の強化を図ります。また、高齢者や介護者への支援制度やその情報について、相談支援をはじめ様々な形での周知を行います。

### 基本目標4 高齢者にやさしい環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住環境の整備や公共の場のバリアフリー化が必要です。また、今後のさらなる高齢化に備え、地域全体で高齢者を支えるための支援体制の構築及び意識の醸成を促進し、医療・介護連携の推進を行います。

### 3 東白川村における地域包括ケアシステム

本村では高齢者を包括的に支援するため、地域包括支援センターを核とし、在宅医療と介護の連携や各種介護サービス等の充実、近隣の見守りや身近で集うことのできる居場所づくりなどを強化しています。すでに、東白川村国保診療所と老人保健施設の移転を行っているため、今後も充実した医療・福祉ゾーンづくりに向け、整備を行います。

医療・福祉機能の集約と、身近な地域による支え合い・助け合いの両面から地域包括ケアシステムのさらなる深化を図ります。

#### (1) 多様な主体による生きがい・健康づくりの促進

- 高齢者の生きがいづくりの場の提供を行います。
- 高齢者自身が主体となった生きがいづくり、健康づくりの場を推進します。
- 高齢者の豊かな経験や知識を生かすことができる社会参加の場や就労の場を提供します。

#### (2) 認知症高齢者への総合的な支援体制の強化

- 認知症高齢者も地域で暮らしていけるよう、認知症の正しい理解を村民へ促します。
- 認知症高齢者本人だけでなく、家族への支援も行います。
- 成年後見制度等の認知症高齢者の権利擁護の推進を行います。

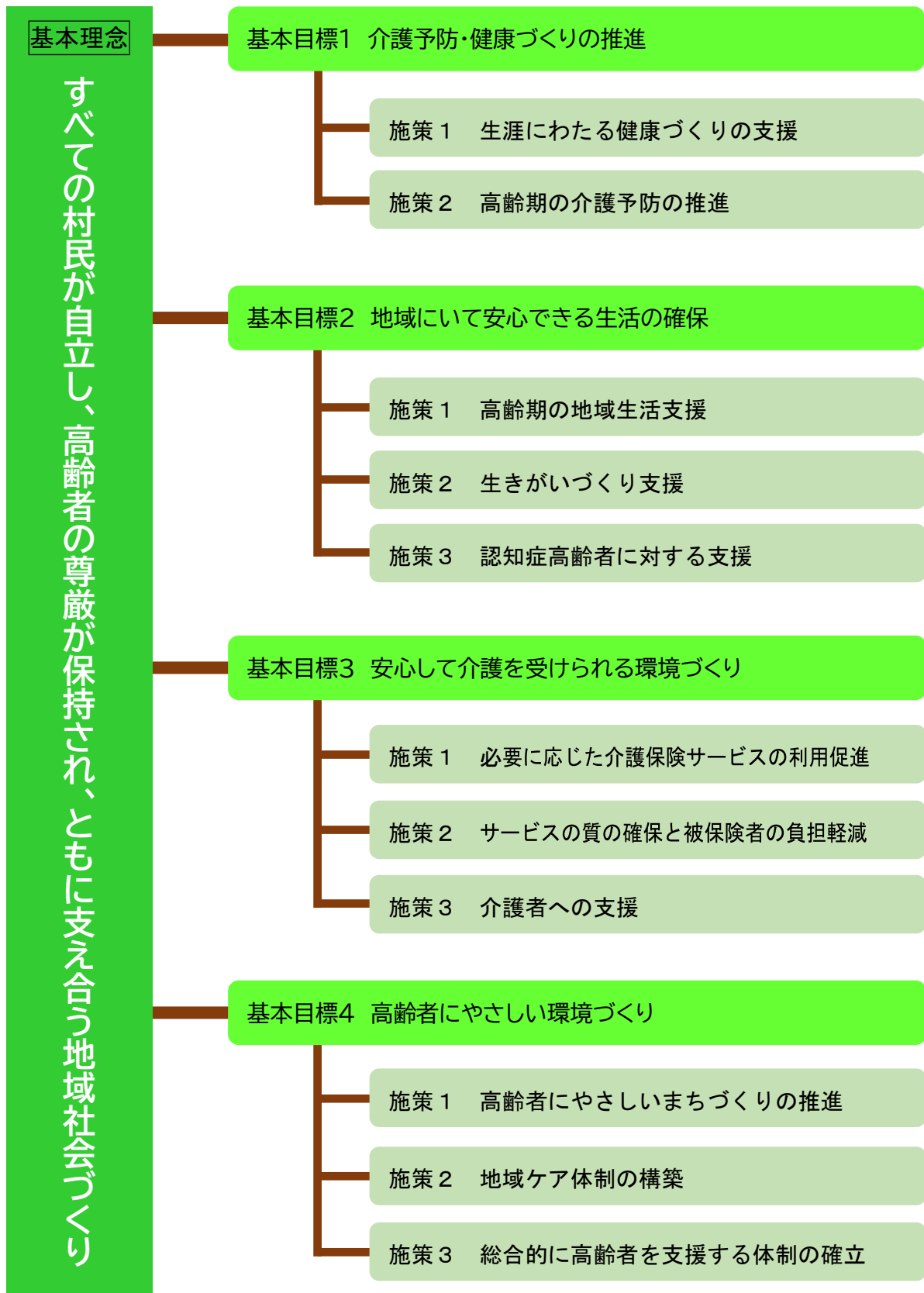
#### (3) 在宅医療・介護の連携

- 保健・医療・福祉・介護の連携による切れ目のない、利用しやすいサービスを提供します。
- 近隣市町の大きな病院や、東白川村国保診療所等との連携を強化します。

#### (4) 医療・福祉ゾーン整備

- 将来的に、新規の医療・福祉ゾーンに母子健康センター・高齢者生活福祉センター・保健福祉センター・地域包括支援センターを統合します。

## 4 施策体系



# 第5章 施策の内容

## 基本目標1 介護予防・健康づくりの推進

### 施策1 生涯にわたる健康づくりの支援

いつまでも元気に日常生活を送るためには、心と身体の健康を維持する必要があります。特に、身体の健康を保つためには、健康診査等の受診や専門的な指導のもとで身体を動かすことが重要となります。

一般高齢者へのアンケート調査結果によると、健康状況について、健康状態は、『よい』（「とてもよい」と「まあよい」の合計）が約8割となっています。また、幸福度について、全体の平均点は7.85点となっています。今後は、心身ともに健康状態を維持できるよう、高齢者の健康状態について定期的なチェックを促進するとともに、健康上の不安・悩みについて、相談できる機会づくりが重要となります。

本村では、高齢者に対して各種検診の受診を推奨し、診断結果に基づいて生活習慣や身体の状態に合わせた助言を行うとともに、疾病の早期発見を促進します。

#### 具体的方策1 健康診査等の充実と受診促進

- 村民の健康状態を把握するため、特定健康診査を40～74歳の人に対して実施します。75歳以上の人には岐阜県後期高齢者医療広域連合の行うすこやか健診を実施します。また、対象者の把握と受診勧奨に努め、受診率の向上を図ります。
- 各種がん検診の大切さを広く周知し、受診率の向上を図り、疾病の予防、早期発見を促進します。
- がん検診で要精密検査とされた人や健康診査で要医療とされた人に対して指導を強化し、医療機関での受診につなげます。
- 歯・口腔のささいな症状をオーラルフレイルの概念を用いて自ら気づき、介護予防・重度化防止に取り組めるよう普及・啓発を実施します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に向けた検討を行います。
- 「ぎふ・さわやか口腔健診」で歯科医師の口腔機能評価を受け、口腔機能プロジェクト等への参加を促進します。
- ライフステージに応じた歯や口腔の健康づくりを促進します。

### 具体的方策2 健康教育、健康相談の充実

- 各種疾病（高血圧、脂質異常症、糖尿病等）に注目した健康教育や、歯周疾患、骨粗鬆症等に関する情報を積極的に啓発し、生活習慣病の予防やライフスタイルの改善を図ります。健康教育の方法については、集団教育と個別教育の組み合わせを検討するとともに、専門職の確保を行います。
- グループワークや実習等、参加者体験型教室を中心に、積極的に参加できる内容を検討し、健康教育の参加者を確保します。
- 村民のニーズに応じた、総合的な健康相談を推進します。

### 具体的方策3 主体的な健康づくり支援

- 健康実践や健康管理を自らの生活に習慣化できるよう、健康教育によって継続的な支援を行います。
- CATVを通じた広報や個別通知、各種パンフレットの配布等を通じ、ライフステージごとの保健事業の周知と健康に対する正しい知識の普及、生涯を通じて主体的に健康づくりを進める意識の高揚を図ります。

## 施策2 高齢期の介護予防の推進

高齢化がさらに進行していく中で、介護を必要とすることなく元気に生活を送るためには、介護予防を一層促進していく必要があります。そのため、介護予防・日常生活支援総合事業により、本村に住む高齢者のニーズに応じた介護予防事業を効果的に進めています。

一般高齢者へのアンケート調査結果によると、地域住民の有志による、健康づくり活動や趣味等のグループへの参加者としての参加意向は住民の有志によるグループ活動への参加者としての参加意向は、参加へ前向きな人（「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計）が約6割となっています。また、企画運営者として参加に前向きな人は、約4割となっています。

本村では、高齢者の実態把握を行うとともに、運動機能の向上や体力測定の実施、転倒予防についての学習の機会の提供などにより介護予防への早期からの参加及び重度化の防止を積極的に推進します。また、介護予防活動に対し、参加者または運営者として関わられるよう、支援します。

### 具体的方策1 介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防・日常生活支援サービス事業により、要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供する訪問型サービスや機能訓練、集いの場等日常生活上の支援を提供する通所型サービスを実施します。
- 地域交流会等、地域における介護予防活動を継続して実施できるよう、地域ボランティアを育成し、介護予防の担い手の拡大を図ります。
- 要支援者等が日常生活支援総合事業によるサービス等を適切に利用できるよう、ケアプラン作成等のケアマネジメントを行う介護予防ケアマネジメントを実施します。
- 予防給付により生活機能が改善した人の介護予防事業への利用移行や、要介護状態の悪化に伴う介護給付への移行等を、一貫・継続したケアマネジメントのもとに実施します。

### 具体的方策2 一般介護予防事業

- 見守り訪問や特定健康診査等で収集した情報を活用し、閉じこもり等何らかの支援を要する人を把握し介護予防活動へつなげる、介護予防把握事業を実施します。
- 多くの高齢者の介護予防事業への参加を図るため、CATVや広報誌等を利用して介護予防活動の普及・啓発を行います。
- 高齢者の閉じこもりを予防するため、シニアクラブ活動をはじめとする地域活動への参加・促進に努めます。
- 介護予防事業の効果の確認と質の向上のため、介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、介護予防事業の評価を行います。
- 介護予防の取り組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等に対して、リハビリ専門職等が関与する機会を設け、助言等を行う地域リハビリテーション活動支援事業の実施を検討します。
- 運動器の機能向上事業（お達者クラブ）を実施し、要介護状態につながる転倒の予防を啓発するとともに、転倒予防について学べる機会を提供します。
- 「栄養改善事業」により特定高齢者の栄養管理能力の改善をめざし、自立生活の支援を行うとともに、「配食サービス事業」を週1回実施することで高齢者の見守り活動を行います。
- 体力づくりのための体操等、介護予防につながる運動を促進するとともに、運動する機会を提供します。

【基本目標 1に係る評価指標】

指標	現状値 (R元年度)	目標値		
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
検診受診率 (%)	51.8	53.0	55.0	57.0
リハビリ教室実施回数 (回)	11	24	24	24
リハビリ教室延べ利用者数 (人)	377	750	780	780
リハビリテーション専門職等の地域の 取り組みへの関与数 (回)	0	1	1	1

## 基本目標2 地域において安心できる生活の確保

### 施策1 高齢期の地域生活支援

高齢者のみの世帯が全国的に増加しており、特に本村においては、総人口に占める高齢者の割合は約4割と高くなっています。また、高齢者のみの世帯の増加に伴い、見守りや移動支援等の日常生活に必要な支援や緊急時の支援に対するニーズがさらに高まると考えられます。

本村では、外出支援サービスや福祉用具の貸与などを実施しており、高齢者が快適に暮らせるよう各種支援を行っています。今後は、高齢者が安心して暮らせるよう地域住民のみまもりネットワークの構築により、村外の家族との連絡体制の強化を図るなど、見守り体制を充実させるとともに、災害時における避難行動要支援者をへの、円滑な支援体制を確立します。

#### 具体的方策1 高齢者の生活支援

- 医療機関への通院や公共施設の利用の際の交通手段として、「外出支援サービス事業」を実施します。また、増加する利用者に対応するため、運転手及び車両の確保について検討します。
- 社会福祉協議会の実施する福祉車両の貸出しにより、身体が不自由等の理由で外出困難な高齢者の外出や送迎を支援します。
- 社会福祉協議会が実施する車いす、特殊寝台、エアマット等の「日常生活用具・介助機器給付貸出事業」の利用を促進し、高齢者の日常生活を支援します。
- 低所得高齢者生活支援事業「つちのこ商品券助成事業」の実施により、高齢者の経済的負担の軽減を図ります。
- 在宅で介護を要する人に対し、ごみ袋無料引換券を交付することで、介護世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 「軽度生活援助事業」の実施によりホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むのに支障のある高齢者の家事援助やごみ出し支援、各種保健福祉サービスに関する相談に対応し、地域生活を支援するとともに、高齢者の要介護状態への移行防止を図ります。
- 「生活支援サービスの体制整備」を実施するにあたり、生活支援・介護予防サービスの供給を調整する生活支援コーディネーターと事業所等の関係機関が連携し、体制強化を図ります。



### 具体的方策2 高齢者の不安解消と緊急時への対応

- 緊急通報装置の設置台数を増やし、高齢者が地域で安心して生活できるよう支援します。
- 「私の連絡先」を各家庭の電話機近くに設置し、見守り訪問員や担当のケアマネジャーが訪問確認することで、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の緊急事態発生時に、よりの確な対応ができるよう支援します。
- 「配食サービス事業」の実施により高齢者の見守り活動を行います。

### 具体的方策3 防犯・防災体制の確立

- 「自主防災会」の活動を促進し、避難訓練、初期消火訓練、救急救命等を行います。また、地域の危険箇所の把握を行い、地域の防災力を向上します。
- 「災害時見守り台帳」及び「防災マップ」を整備し、地域における避難行動要支援者を把握するとともに、災害時の円滑な支援体制の確立を図ります。
- 村民の「自分の身は自分で守る」という意識の高揚を図る啓発活動として、避難訓練や交通安全教室等、防犯・防災について学べる機会の提供を図ります。
- 災害時に迅速な連絡や情報提供がなされ、地域で連携した対応が取れるよう、民生委員児童委員等との連携強化に努めるとともに、自主防災組織やボランティアの活動を促進し、地域ぐるみで高齢者を見守る体制づくりを進めます。

## 施策2 生きがいつくり支援

高齢者が生きがいを持つことは、張りのあるいきいきとした生活や、心の健康の維持において非常に重要です。高齢者自身が主体となって行う住民活動や地域の介護予防などを支援することで、生きがいつくりを促進します。また、高齢者の豊富な知識や経験を生かしたり、仲間づくりや交流を行う場としても、住民活動や地域の介護予防の取組を活用することも考えられます。

一般高齢者へのアンケート調査結果によると、地域活動への参加頻度では、「町内会・自治会」を除いた項目で「参加していない」が半数を超えています。高齢者に対し、ボランティア活動やサークル活動、収入のある仕事などへの参加を促す必要があります。

本村では、同世代だけではなく、多世代の交流を通じて高齢者の生きがいつくりや仲間づくりを促進します。また、多様な学習の機会を設け、豊かな生活を送る支援をするとともに、高齢者自身が指導者として活躍できる場の提供を進めるなどにより、高齢者の多様な社会参加を促進します。

### 具体的方策1 交流を通じた生きがいづくり支援

- なかよし農園の活動支援により、高齢者と園児の交流促進を図ります。
- 身近な場所での地域交流会等、自主的な地域活動の促進と周知に努め、子どもから高齢者まで幅広い年代が参加・交流できる機会の提供を図ります。
- 伝統的な行事や交流活動を支援していくとともに、地域で相談・助言ができる体制づくりを行うことで、地域における交流の活性化を図ります。
- 高齢者サロンを活用し、地域住民同士の交流を通じて高齢者の引きこもりを予防するとともに、介護予防に向けた取り組みや生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりの輪を広げる拠点となるよう利用を促進します。

### 具体的方策2 生涯学習の推進

- 一人ひとりが自分に合った学習活動を行えるよう、生涯学習に関する情報の収集・周知を行います。
- 高齢者の生活習慣や多様化するニーズに対応できる学習プログラムの充実を図ります。また、ニーズに対応した学習機会を提供するため、指導者の育成・確保を図ります。
- 文化祭やスポーツ大会等の発表機会の充実に努める等、学習活動の成果を生かす環境づくりを推進します。また、技術や知識、経験が豊かな高齢者が学習活動の指導者として活躍できる場づくりを検討します。

### 具体的方策3 高齢者の就労支援

- 就労的活動支援コーディネーターの活用を通じて、高齢者の就労及び世代を超えた支え合いの関係の構築を検討します。
- 「シルバー人材センター」における地域の各種活動の担い手として、「生涯現役」で活動できる仕組みを構築します。

### 具体的方策4 社会活動等への参加促進

- 社会奉仕活動やレクリエーション活動等を通して、高齢期の生きがいづくりを進めるシニアクラブ活動への参加を促進するとともに、活動に対する支援、助言を行います。
- 高齢者の活力を社会に還元できる場として、ボランティア活動への積極的な参加を促進します。

### 施策3 認知症高齢者に対する支援

高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が今後ますます増加していくことが推測されています。国では、令和元年6月に閣議決定された「認知症施策推進大綱」のもと、共生・予防の考え方を基本として認知症に対する施策を推進することとしています。

本村の認知症高齢者の状況は、軽度・重度の高齢者が多くなっています。また、平成27年度の認知症認定率は20.0%となっています。

高齢者に対して、認知症予防等についての理解や地域交流の場への参加促進により、認知症予防を進めます。また、認知症の早期発見・早期対応により、認知症症状の重度化を防止します。さらに、医師・看護師等による「出前講座」等の開催により、地域住民に対して認知症への理解の浸透と見守り体制の充実を図ります。

#### 具体的方策1 認知症予防の充実

- 高齢期の認知症予防と、認知症に対する正しい知識、対応法の普及について学べる機会の提供を検討します。
- 「認知症予防支援事業」を実施し、外出の機会の少ない高齢者に対して地域交流の場への参加を促すことで、認知症予防対策を推進します。
- かかりつけ医等と連携し、認知症の早期発見に努めるとともに、認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理や服薬指導等を適切に行います。

## 具体的方策2 認知症高齢者への支援

- 認知症高齢者が共同して生活する場所としてグループホームの活用を図るとともに、グループホームが地域に根づくよう支援します。
- 認知症の進行状況に応じた相談場所・対処方法を明確にするため、村内や近隣市町の高齢者支援に関わる機関を把握し、マップやリストを記載した「認知症ケアパス」の作成及び周知を図ります。
- 「認知症カフェ」を開催し、認知症高齢者やその家族、地域住民、専門職等が集まり、日頃の悩みなどを話し合いながら交流することで、心身の負担の軽減や休息ができる「認知症カフェ」を開催します。
- 認知症の早期発見・早期対応を行うため、介護や看護、医療の専門家からなる認知症初期集中支援チームの活動の充実を図ります。
- 認知症高齢者を支える事業所やボランティア等を結びつける認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者やその家族に対して支援します。
- 認知症サポーター養成講座により、認知症サポーターを育成するとともに、チームオレンジとして認知症高齢者を支える活動の推進について検討します。
- 認知症の人の意見を把握し、当事者の視点での取り組みが行えるよう、支援の方法について検討します。
- 若年性認知症について、正しい知識の普及・啓発を行うとともに、早期発見・早期支援ができる体制づくりを進めます。

## 具体的方策3 地域で認知症高齢者を支える

- はいかい等の行動を伴う認知症高齢者への対応方法の検討や、「みまもりのわ高齢者支援事業」活動の推進により、地域での認知症への理解浸透や見守り体制の確立を図ります。
- 東白川村国保診療所の医師・看護師等により地域の「出前講座」及び「出前相談室」を開設し、認知症への理解を促進します。

【基本目標 2 に係る評価指標】

指標	現状値 (R元年度)	目標値		
		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
認知症地域支援推進員数 (人)	2	3	4	4
認知症サポーター養成講座の延べ参加者数 (人)	81	70	70	70
認知症サポーターフォローアップ講座の延べ参加者数 (人)	0	0	30	30
シルバー人材センター登録者数 (人)	81	84	87	90
サロン等への参加者数 (人)	52	60	65	70
軽度生活援助事業 (件)	2	2	3	3
避難行動要支援者名簿登録者数 (人)	31	40	40	40
福祉避難所の開設協定を締結した事業所数 (件)	0	0	0	0

## 基本目標3 安心して介護を受けられる環境づくり

### 施策1 必要に応じた介護保険サービスの利用促進

高齢者やその家族が、介護保険サービスをはじめ様々なサービスを安心して利用できるよう、サービスに関する情報提供や相談支援体制の充実が求められます。

本村では、住民に対して介護保険制度の内容や各種相談窓口について周知を図るとともに、スムーズなサービスの提供に努めます。また、介護保険サービスの利用手続きの簡素化や個別の支援など、利用者の視点に立った利用環境を整備します。さらに、サービスを利用していない人の状況を把握し、必要に応じてサービスの利用へとつなげます。

#### 具体的方策1 制度の周知と相談への対応

- 広報誌等を通じた介護保険制度の仕組みやサービス内容、利用方法等の周知、情報提供を継続し、すべての被保険者へ介護保険制度の浸透を図るとともに、円滑なサービス活用を支援します。高齢期の認知症予防と、認知症に対する正しい知識、対応方法の普及のため、認知症予防について学べる機会の提供を検討します。
- 村民課と地域包括支援センターが連携し、要支援・要介護認定やサービスの内容、利用方法等に関する相談に対応します。
- 要支援・要介護認定の申請について、居宅介護・予防支援事業者と地域包括支援センターでの代行申請が可能であることを周知し、より身近な窓口で申請できる体制を確保します。

#### 具体的方策2 サービスを利用しやすい環境づくり

- 要支援・要介護認定について、1次判定の際の訪問調査員の人員確保と資質向上を図ります。また、美濃加茂市・加茂郡7町村介護認定審査会で対応する2次判定についても、審査を的確、迅速、公平に保つため、審査員の研修を実施します。
- 介護保険サービス利用にあたっての情報提供や個別支援、手続き等の簡素化、事業者と利用者が適正な契約を行えるような支援等、利用者の利便性を考慮し、サービスを利用しやすい環境づくりを推進します。

### 具体的方策3 未利用者対策

- アンケート調査や家庭への訪問による状況把握、在宅介護支援センターとの情報交換等によって、要支援・要介護認定を受けながらサービスを利用していない人の状況把握に努めるとともに、必要に応じてサービスの利用を促進します。
- 自分の状況に合ったサービスの選択を支援するため、要支援・要介護認定者に対し、サービス提供事業者や居宅介護・予防支援事業者の情報を提供します。

### 具体的方策4 ケアマネジメントの実施

- 地域包括支援センターにおいて近隣の支え合いやインフォーマルな関わり、介護予防サービス、介護保険サービス、医療サービス等、様々な支援が高齢者一人ひとりに合わせて包括的に提供されるようマネジメントし、高齢者の生活を支援します。
- 施設や病院の入退院（所）に際して、在宅と施設・病院間の近隣市町との連携を強化し、高齢者の心身の状態や生活環境等の変化に応じ、適切な支援やサービスが提供できるよう、継続的なケアマネジメントを提供します。

## 施策2 サービスの質の確保と被保険者の負担軽減

高齢者のニーズに応じた介護保険サービスの提供を行うことが、効果的な介護保険サービスの運用であり、利用者の重度化の防止につながるため、介護サービスの質の向上を図る必要があります。

本村においては、既に高齢者人口が減少しており、介護保険サービスの量の確保を急務としない反面、後期高齢者人口が総人口の25%を超えているため、さらなる介護予防サービスの効果を高めることで、重度化の防止を推進していく必要があります。また、質の向上のために事業者同士の相互連携や、行政と事業者、ケアマネジャーなど多角的に連携・情報交換を行うことで、サービス内容の調整や包括的な支援を図ります。さらに、経済的な状況により必要なサービスを受けられないことがないよう、低所得者に対する負担の軽減を引き続き行います。今後は、人生の終末期をどこでどのように過ごすかを含め、多様な高齢者のニーズに応えることができるサービスの提供を行います。

### 具体的方策1 居宅サービス提供体制の確保

- 地域包括支援センターと連携し、本村で居宅サービスを提供している社会福祉協議会や村内、近隣市町の民間事業者等の状況把握に努め、必要なサービス量を提供できる体制の整備を図ります。



### 具体的方策2 施設サービス提供体制の確保

- 「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、中・重度となっても在宅での生活が継続できるよう、地域単位で適正なサービスを提供する基盤を整備します。
- 今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重度要介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活の場」としての機能を兼ね備えた、介護医療院について周知を図ります。また、利用希望がある場合は、サービスを実施している地域へのつなぎや連携が取れるよう、体制を強化します。

### 具体的方策3 地域密着サービス提供体制の確保

- 高齢者が住み慣れた地域でサービスを受けることができるよう、また、認知症高齢者への支援として、必要なサービス量を提供できる体制を村内や近隣市町の事業者等と連携を図り、整備します。

### 具体的方策4 サービスの質の確保

- 利用者に対するアンケート調査や相談窓口での対応により、サービスの評価や満足度、改善点等の把握に努めます。また、地域包括支援センターとの連携により、サービスの質の向上につなげます。
- 事業者間相互の連携・情報交換を促進し、サービスの質の向上とサービス内容の調整を図るとともに、行政と事業者の情報交換・連携、ケアマネジャーと事業者の情報交換・連携を推進します。
- 利用者がサービスを選択する際の基準を例示するチェックリストの作成・配布や事業者に対する自己評価基準の提示、第三者機関による事業者の評価等の実施を検討し、サービスの質の向上を図ります。また、チェックリストを活用する際のマニュアルの作成について検討します。
- 介護事業所と連携し、災害や感染症が発生した際に対処ができるよう、正しい知識の普及のための研修等や、日頃からの物資の備えについて検討します。



#### 具体的方策5 ケアマネジメントの質の向上

- ケアマネジメントリーダー活動支援事業や研修会等、広域と連携して研修会等の開催を検討し、県や国の事業を活用します。また、ケアマネジメントリーダーの相談機能の強化やケアマネジャー相互の情報交換、個々のケアマネジャーの資質の向上を図ります。
- 地域包括支援センターのケアマネジメントリーダーを中心に、利用者の意向やサービス利用に関わる事例等、ケアマネジャーに対する情報提供を進めます。
- 新規介護人材の確保及び介護人材の定着のため、介護職の魅力発信や、ICTの活用等を通じた職場や処遇の改善について検討を行います。
- サービス事業者間の連携やケアマネジャーと主治医等との連携を図るため、地域ケア会議やケアカンファレンス等を開催します。
- 有資格者を育成し、より専門的な支援体制の確立を図ります。

#### 具体的方策6 被保険者の負担軽減

- 所得段階に応じ第1号被保険者の保険料を設定することで、低所得者に対する負担軽減を図ります。
- 介護保険制度において、高額介護サービス費の支給や施設サービスにかかる食事の標準負担額の減額を行い、利用者負担を軽減します。

#### 具体的方策7 介護給付の適正化

- 要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の主要5事業を確実にを行います。
- 介護保険制度を持続可能なものとするため、認定調査を全国一律の基準に基づいて公正に実施するとともに、適正な運営や報酬請求の指導に努めます。病院の入退院（所）の際は、在宅と施設・病院間の連携を強化し、高齢者の心身の状態や生活環境等の変化に応じた適切な支援やサービスが提供できるよう、継続的なケアマネジメントを提供します。

### 施策3 介護者への支援

介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域や住まいでの生活を継続するためには、介護者の負担をできるだけ軽減することも重要です。

要支援・要介護認定者へのアンケート調査結果によると、介護者が働きながら介護を続けていくことができそうかについては、「問題はあるが、何とか続けていける」で15.4%、「続けていくのは、やや難しい」で7.7%となっており、介護者が仕事等と両立できるような支援が求められます。

本村では、必要に応じて要支援・要介護認定の申請やサービスの利用などを促進します。また、介護者自身の健康相談や訪問による基本審査等を実施するとともに、介護者の心の健康維持のために、不安解消やリフレッシュの機会を設け、介護者へ支援を実施します。

#### 具体的方策1 介護保険サービスの利用促進

○家庭で介護を担う家族の負担軽減を図る観点から、介護が必要な状態にある高齢者に対して、相談事業等で必要に応じた要介護認定の申請とサービス利用を促進します。

#### 具体的方策2 介護者の不安やストレスの軽減

- 介護者の不安解消を図り、介護方法や技術を学べるよう「家族介護者教室」を実施します。
- 介護者同士の交流により、介護者自身の心身のリフレッシュを図るため、「介護者の集い」を実施します。

#### 【基本目標3に係る評価指標】

指標	現状値 (R元年度)	目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度
ケアプラン点検の実施件数(件)	10	12	26	26
ケアプラン作成人数(人)	526	530	530	530
個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催件数割合(地域ケア個別会議の開催件数/受給者数)(%)	12	12	12	12
地域包括支援センターへの相談件数(件)	348	350	350	350

## 基本目標4 高齢者にやさしい環境づくり

### 施策1 高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、住環境の整備や公共の場のバリアフリー化を進める必要があります。

本村では、住み慣れた自宅での生活の継続のため、住宅改修のための費用を支給します。また、誰もが利用しやすいよう、道路や公共施設などにおいてバリアフリー化を進めます。さらに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に関する情報の提供を行い、高齢者の住居の選択肢を増やします。

#### 具体的方策1 住環境の改善

- 介護保険制度における住宅改修費の支給を中心に、住み慣れた自宅での継続的な生活を支援します。また、適正なサービスが提供できるようケアマネジャーや事業者への情報提供、啓発を推進します。
- 転倒予防の観点から、要支援・要介護認定者以外で住宅改修を希望する高齢者等に対し、助言や相談対応ができる体制づくりを検討します。
- 近隣市町の有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅と連携を図り、利用状況の把握や村民への情報提供を行います。

#### 具体的方策2 道路、公共施設等のバリアフリー化

- 道路や歩道の段差解消や拡張等、必要に応じて歩行空間のバリアフリー化を進めます。
- 公園や公共施設の整備、改修が必要な場合は、子どもから高齢者、健康な人やハンディキャップを持つ人等、能力や年齢に関係なくすべての人が安全で使いやすいような施設づくりに努めます。
- 民間施設のバリアフリー化の促進を図るとともに、今後も積極的にその必要性を広報誌等により周知します。

## 施策2 地域ケア体制の構築

今後の高齢化の進行に伴い、介護保険制度だけでは高齢者が安心できる生活を確保することが難しくなることが予想されます。地域住民による見守りをはじめとした、地域の支え合いの体制づくりが必要です。

本村の高齢化率は高くなっており、今後もこの傾向が続くことが見込まれています。住民に対し、地域における相互の助け合いの意識の醸成を行う必要があります。

本村では、広報誌によって地域相互扶助の必要性を啓発し、高齢者を地域で支える意識の向上を図ります。また、ボランティア活動の周知及び活発化のため、ボランティア教室や講座を開催します。さらに、子どものうちから思いやりの心や福祉に関する意識の醸成を図るため、講座や体験教室の開催等を進めます。

### 具体的方策1 地域の見守り合い促進

- 民生児童委員等との連携により、各地域における高齢者支援体制の構築を促進します。
- 広報誌等により地域相互扶助の必要性を啓発し、身近な地域において村民が相互につながりを大切にし、高齢者を地域で支える意識の醸成を図ります。
- みまもりのわ事業の展開により、地域住民のみまもりネットワークの構築を図るとともに、村外に在住する家族との連絡体制を強化し、高齢者がひとり暮らしでも安心して住める村をめざします。

### 具体的方策2 ボランティア活動の促進

- ボランティア教室や講座の開催により、ボランティア団体の紹介やボランティア活動の情報提供を行い、誰もが気軽にボランティアに参加し、活動できる環境づくりを推進します。また、各種活動を活性化できる体制づくりを検討します。
- 村民のニーズを正確に把握し、幅広いボランティア活動の推進を図ります。
- シニアクラブの社会奉仕活動や福祉サービスにおけるボランティアの活用等、自主的な活動へつながるボランティア活動を振興するため、講座や研修の実施と参加促進を図ります。
- 社会福祉協議会の実施する「赤十字奉仕団」において、赤十字の精神に基づいたボランティア活動を実施するとともに、ひとり暮らし高齢者への訪問活動を実施します。

### 具体的方策3 福祉意識の高揚

- 広報誌等を活用し、地域における福祉意識を啓発します。
- 子どもの頃から人への思いやりを大切にする等、福祉に対する意識が育つよう、各種講座や教室、講演会等、福祉について学べる機会を提供します。
- 小学校、中学校において、体験学習等の実施や道徳教育の充実を図るとともに、集団生活の中で社会性や道徳心、命の大切さ等が学べるような教育を推進します。

### 施策3 総合的に高齢者を支援する体制の確立

医療と介護の双方を必要とする高齢者の増加に伴い、医療・介護連携を促進する必要があります。また、医療だけに限らず、関係機関との情報共有や連携の推進により、サービスの総合的な提供体制の整備が必要です。

本村では、今後のさらなる高齢化へ対応できるよう、医療・福祉ゾーンの整備を進めており、すでに東白川村国保診療所及び老人保健施設の移転を終えました。また、地域完結型の医療福祉体制の整備に向けた連携体制の強化を進めています。

さらに、医療・介護連携をはじめとした各種サービス提供体制の強化を図るため、地域ケア会議の開催により、行政や社会福祉協議会、サービス提供事業所、ケアマネジャー等の多職種連携を進めます。

加えて、総合的な相談体制の確立のため、行政と地域包括支援センターの連携を強化するとともに、相談窓口の周知や相談環境の向上を図ります。

### 具体的方策1 医療と介護の連携推進

- 医療と介護の関係機関が協議できる場を設け、村内や近隣市町の医療と介護の情報を共有・整理するとともに、それに基づいたマップ等を作成し、周知します。
- 地域の医療・介護の関係者が円滑に連携できるよう、医師会や近隣市町と協働するとともに、かも丸ネットを効果的に活用します
- 医療と介護の従事者が双方の専門知識を深めるとともに、連携を強化するため、介護従事者に対する医療の研修や医療従事者に対する介護研修会を実施します。
- 介護や支援を必要とする高齢者が在宅で安心して過ごせるよう、東白川村国保診療所で24時間電話対応の「安心ホットライン」を実施します。
- 在宅医療に対して、広報誌や講演会等で啓発を行い、周知を図ります。また、在宅での看取りについても、周知及び体制の強化を図ります。
- 歯科医療の視点で多職種連携を行い、歯科受診困難者に対しても、近隣医療機関との連携を図ります。

### 具体的方策2 関係機関と近隣市町との連携強化

- 保健、医療、福祉、介護保険等の各種サービスを状況に応じて適切に提供できるよう、地域包括支援センターにおいて高齢者の実情把握に努めるとともに、地域包括支援センターを主体として関係課や社会福祉協議会、サービス提供事業所、ケアマネジャー等が参加する地域ケア会議等の各種連携会議を開催し、各機関の連携及び情報共有を図ります。
- 障がい者施策やまちづくり施策等、高齢者に対する保健福祉施策と関連する各施策の所管と連携し、保健福祉の総合的なマネジメント体制を確立します。
- 広域的な観点から介護保険制度や保健福祉施策を推進するため、広域の調整会議等との連携を図ります。



### 具体的方策3 複合的な相談体制の確立

- 保健、医療、福祉、介護等、多様化するサービスの相談に応じるため、村民課と地域包括支援センターが連携し、より一層の情報共有や相談機能の強化を図ります。
- 健康づくりや日常生活についての相談等、各種サービスにおける相談事業の充実に努め、高齢者の不安解消と適切な支援を進めます。
- 各種サービスに対する苦情や要望について、村民課と地域包括支援センターにおいて対応するとともに、介護保険制度に関する苦情相談を受け付ける県の相談窓口等の周知を図り、活用を促進します。
- 地域包括支援センターの「みまもりのわホットライン」において、介護に関する心配事への電話相談、メール相談を常時受け付け、高齢者や介護者の不安軽減を図ります。
- 相談窓口の周知を図るとともに、職員の資質向上に努め、気軽に相談できる環境をつくりまします。
- 村民が主体となるネットワークづくりや地域住民同士の互助・共助の啓発を推進し、見守りを行います。また、地域課題の解決や村民同士の支え合い体制の整備については、行政の支援も含め、検討を進めます。

### 具体的方策4 東白川村医療・福祉ゾーン整備計画の推進

- 「東白川村医療・福祉ゾーン整備計画」に基づき、新規の医療・福祉ゾーンに移転した東白川村国保診療所・老人保健施設の活用を図ります。また、民間事業者の参入も視野に入れた新たな老人福祉施設の整備を検討・推進します。
- 将来的な地域完結型の医療福祉提供体制の整備に向けて、保健福祉センターや、地域包括支援センター等との連携を強化します。

### 具体的方策5 情報提供体制の整備

- 広報誌やパンフレット等を活用し、各種サービス等の情報提供を進めます。また、パンフレット等の配置場所について、利用者の多い公共施設の活用やサービス提供事業者に協力を求める等、周知の方法を工夫します。
- インターネットやCATV等新しい情報をリアルタイムに提供できるメディアを活用し、情報提供を行います。
- パンフレットやCATVの自主番組を活用して地域包括支援センターの業務内容を広く周知することで、地域包括支援センターの利用を促進します。

## 具体的方策6 高齢者の権利擁護

- 認知症高齢者が自立して生活できるよう、財産管理や身上監護を通して支援していく「成年後見制度」（国の制度）について、制度の周知を図るとともに、必要に応じて利用を促進します。
- 認知症高齢者に対し、福祉サービスの利用に関わる諸手続きの援助を行うとともに、状況に応じて日常的な金銭管理サービスや年金証書、権利証等の書類預かりサービスを行う「日常生活自立支援事業」（県社会福祉協議会が実施主体）について、東白川村社会福祉協議会と連携して制度の周知を図るとともに、必要に応じて利用を促進します。
- 「高齢者虐待防止・養護者に対する支援マニュアル」の活用により、高齢者の虐待防止体制を確立し、高齢者の権利擁護を推進します。また、地域包括支援センターにおいて介護者の心身の負担を軽減できるような環境を整備し、介護者による高齢者虐待を未然に防止します。
- 高齢者に対する虐待が発生した場合、速やかに対応し、緊急措置として一時的に施設での預かりを行う体制を整備します。また、緊急時連携体制を確立するため、日頃から関係機関間の連携を密にするとともに、村民にも制度の周知を図ります。
- 高齢者の消費者被害防止のため、CATVによる注意喚起やネットワークづくり等を推進します。

### 【基本目標4に係る評価指標】

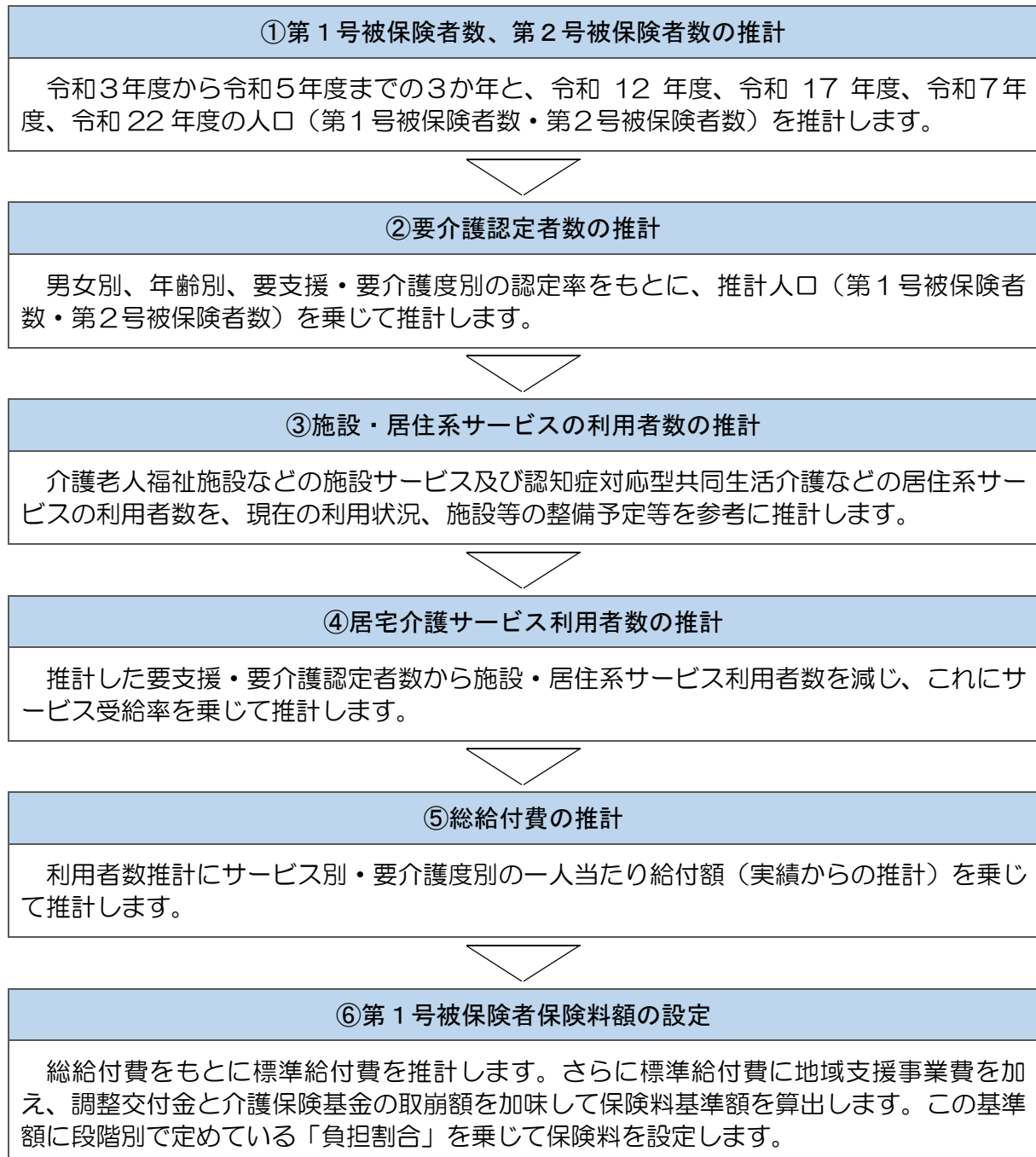
指標	現状値 (R元年度)	目標値		
		R3年度	R4年度	R5年度
地域ケア会議開催回数(回)	12	12	12	12
総合相談件数(件)	348	350	380	380
権利擁護相談件数(件)	0	1	1	1
家族介護教室開催回数(回)	3	4	4	4
家族介護教室参加者数(人)	32	45	45	45
介護サービス事業所への実地指導回数(回)	0	1	1	1
成年後見センターが主催する権利擁護に関する講座等の参加者数(人)	0	0	3	5
虐待相談件数(件)	0	1	1	1



# 第6章 将来推計

## 1 介護保険サービスの必要量見込み

### (1) サービス見込量の算出手順



## (2) 被保険者数の推計

### ■被保険者数の推計

単位：人

		第8期計画			長期推計			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
被保険者数		1,565	1,527	1,485	1,420	1,254	1,076	921
第2号	40～64歳	640	635	622	583	460	364	313
	65～74歳	373	356	329	308	307	295	209
第1号	75歳以上	552	536	534	529	487	417	399
	総人口	2,130	2,067	2,007	1,894	1,638	1,382	1,170
高齢化率		43.4	43.2	43.0	44.2	48.5	51.5	52.0

※コーホート変化率法による推計値

## (3) 要介護認定者数の推計

### ■要介護認定者の推計

単位：人

		第8期計画			長期推計			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
認定者数		187	188	182	178	167	138	120
要支援1	要支援1	31	32	30	30	28	23	20
	要支援2	32	30	30	28	27	22	19
要介護1	要介護1	32	33	33	32	30	24	21
	要介護2	29	29	29	28	26	23	21
要介護3	要介護3	21	21	19	19	19	14	13
	要介護4	28	28	26	27	23	20	18
要介護5	要介護5	14	15	15	14	14	12	8

(4) 居宅介護サービス利用者数の推計

■居宅介護サービス利用者数の推計

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅(介護予防)サービス						
訪問介護	要介護	12	11	12	11	9
訪問入浴介護	要支援	0	0	0	0	0
	要介護	0	0	0	0	0
訪問看護	要支援	1	1	1	1	1
	要介護	6	6	6	6	4
訪問リハビリテーション	要支援	7	7	7	7	4
	要介護	6	6	6	5	3
居宅療養管理指導	要支援	1	1	1	1	1
	要介護	10	10	10	7	5
通所介護	要介護	12	12	12	12	12
通所リハビリテーション	要支援	1	1	1	1	1
	要介護	4	4	4	3	2
短期入所生活介護	要支援	1	1	1	1	1
	要介護	8	8	8	8	8
短期入所療養介護	要支援	0	0	0	0	0
	要介護	19	19	19	19	19
福祉用具貸与	要支援	40	40	40	37	29
	要介護	44	44	44	42	29
特定福祉用具販売	要支援	1	1	1	1	1
	要介護	1	1	1	1	1
住宅改修	要支援	1	1	1	1	1
	要介護	1	1	1	1	1
居宅介護支援・介護予防支援	要支援	41	40	40	38	26
	要介護	71	72	68	66	31
特定施設入居者生活介護	要支援	1	1	1	1	1
	要介護	1	1	1	1	1

(5) 施設・居住系サービス利用者数の推計

■地域密着型サービス利用者数の推計

単位：人

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域密着型(介護予防)サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	要介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	要介護	35	35	35	35	35
認知症対応型通所介護	要支援	0	0	0	0	0
	要介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	要支援	0	0	0	0	0
	要介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	要支援	0	0	0	0	0
	要介護	13	13	13	13	13
地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護	5	5	5	5	6
看護小規模多機能型居宅介護	要介護	0	0	0	0	0

■施設サービス利用者数の推計

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設	13	13	13	13	13
介護老人保健施設	14	14	14	14	14
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0
介護医療院	0	0	0		

## 2 保険料の算出

### (1) 介護保険事業等の費用

#### ■介護給付費の推計

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
<b>居宅サービス</b>					
訪問介護	4,228	3,897	4,242	3,897	3,125
訪問入浴介護	0	0	0	0	0
訪問看護	934	934	934	934	541
訪問リハビリテーション	1,549	1,549	1,549	1,299	782
居宅療養管理指導	1,050	1,051	1,051	742	563
通所介護	9,325	9,331	9,331	9,331	9,331
通所リハビリテーション	2,891	2,893	2,893	2,275	1,473
短期入所生活介護	8,140	8,145	8,145	8,145	8,145
短期入所療養介護	30,068	30,085	30,085	30,085	30,085
福祉用具貸与	6,589	6,710	6,710	6,271	4,301
特定福祉用具販売	220	220	220	220	220
住宅改修	686	686	686	686	686
特定施設入居者生活介護	2,067	2,069	2,069	2,069	2,069
<b>地域密着型サービス</b>					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	26,326	26,341	26,341	26,341	26,341
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	41,235	40,816	40,816	40,816	40,816
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	17,035	17,045	17,045	17,045	18,642
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
<b>施設サービス</b>					
介護老人福祉施設	36,888	36,909	36,909	36,909	36,909
介護老人保健施設	42,378	42,402	42,402	42,402	42,402
介護医療院	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0		
居宅介護支援	14,747	14,793	13,824	13,474	5,892
介護給付費	246,356	245,876	245,252	242,941	232,323

■介護予防給付費の推計

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
<b>居宅サービス</b>					
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	38	38	38	38	38
介護予防訪問リハビリテーション	1,870	1,871	1,871	1,871	1,076
介護予防居宅療養管理指導	156	156	156	156	156
介護予防通所リハビリテーション	511	511	511	511	511
介護予防短期入所生活介護	108	109	109	109	109
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,979	2,979	2,979	2,742	2,153
特定介護予防福祉用具販売	177	177	177	177	177
介護予防住宅改修	487	487	487	487	487
介護予防特定施設入居者生活介護	1,138	1,139	1,139	1,139	1,139
<b>地域密着型サービス</b>					
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援	2,169	2,118	2,117	2,012	1,376
予防給付費	9,633	9,585	9,584	9,242	7,222

## (2) 標準給付費の推計

標準給付費は、総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合算したものです。

### ■標準給付費の推計

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費(調整後)※	255,989	255,461	255,836	255,183	239,545
特定入所者介護サービス費等給付額	9,461	8,774	8,730	8,587	6,968
高額介護サービス費等給付額	4,505	4,519	4,495	4,422	3,591
高額医療合算介護サービス費等給付額	1,071	1,076	1,071	1,053	855
審査支払手数料	250	251	250	246	199
標準給付費見込額	271,275	270,082	269,382	266,491	251,159

※総給付費(調整後)は、一定以上所得者の利用者負担の見直し及び消費税等の見直しに伴う影響額を調整した後の金額になります。

## (3) 地域支援事業費の推計

### ■地域支援事業費の推計

単位：千円

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費	15,808	15,511	15,026	14,901	10,084
介護予防・日常生活支援総合事業費	12,359	12,181	11,795	11,766	7,749
包括的支援事業・任意事業費	3,449	3,330	3,231	3,135	2,335

#### (4) 介護保険給付費の財源

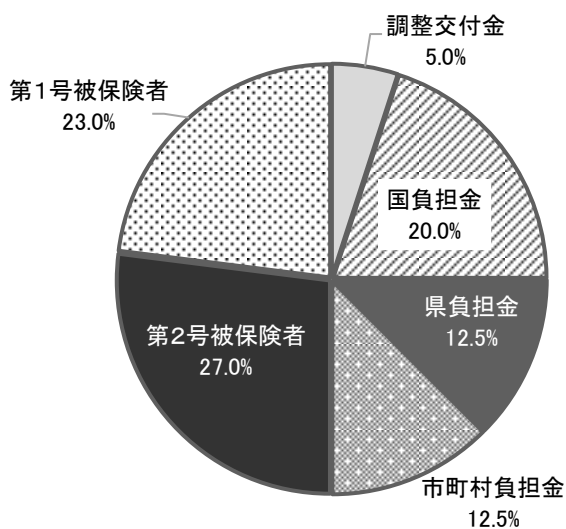
介護保険は、介護保険サービス総事業費から利用者負担分（原則1割、一定以上の所得がある人については2割または3割）を除いた標準給付費を公費と保険料でまかないます。

公費（国・県・市）と65歳以上の第1号被保険者の保険料、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料のそれぞれの負担割合は、以下の通り法令で定められています。

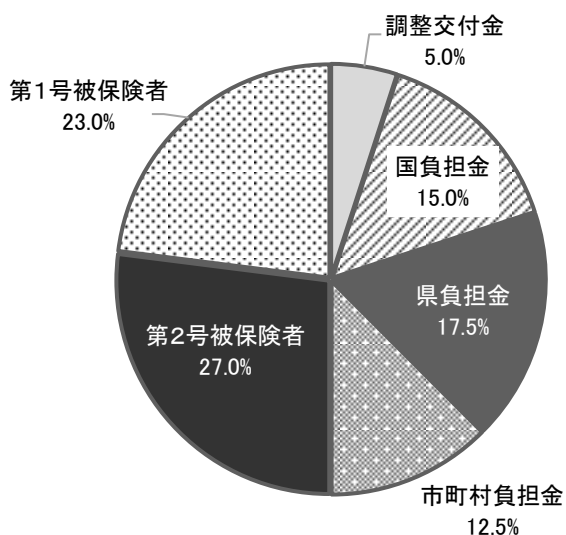
第8期計画期間の65歳以上の第1号被保険者の負担割合は第7期計画期間と同様に23.0%となります。

#### ■ 介護保険給付費等の財源内訳

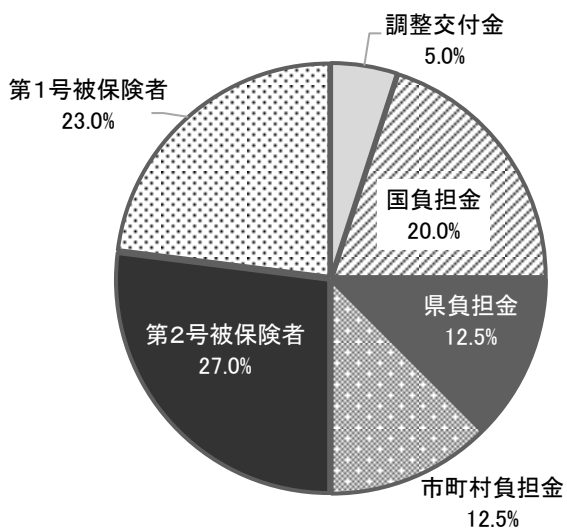
【居宅給付費】



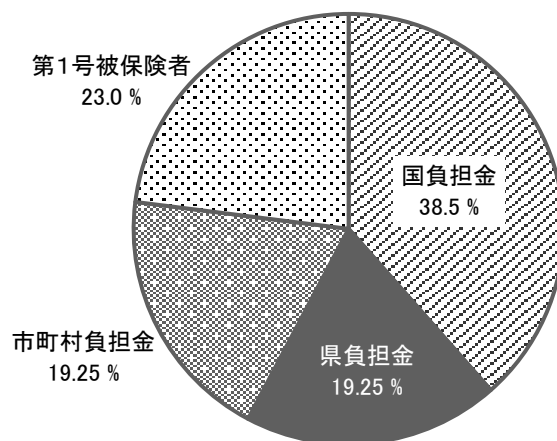
【施設等給付費】



【介護予防・日常生活支援総合事業費】



【包括的支援事業・任意事業費】





(5) 保険料の算出

■ 保険料月額基準額の算出

単位：円

区分	第8期見込み			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
①標準給付費見込み額	271,274,959	270,081,619	269,381,509	810,738,087
②地域支援事業費	15,807,625	15,510,840	15,025,769	46,344,234
③第1号被保険者負担相当額 (①+②) × 0.23	66,028,994	65,686,266	65,413,674	197,128,934
④調整交付金相当額	14,181,674	14,113,138	14,058,805	42,353,617
⑤調整交付金見込交付割合	10.08%	9.89%	9.50%	
⑥調整交付金見込額	28,590,000	27,916,000	26,712,000	83,218,000
⑦財政安定化基金基金拠出 金見込額				0
⑧財政安定化基金償還金				0
⑨準備基金取崩額				6,570,000
⑩保険料収納必要額 ③+④-⑥+⑦+⑧-⑨				149,694,551
⑪予定保険料収納率				99.0%
⑫予定保険料収納率を考慮し た必要額				151,206,617
⑬所得段階別加入割合補正 後被保険者数(人)	925	892	863	2,681
⑭保険料基準(月額) ⑫÷⑬÷12か月	4,700			

■第8期所得段階別保険料率と保険料

単位：円

保険料段階	対象者		
		算定基準	年間保険料(円)
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が村民税非課税の人 ③世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.30 (0.50)	16,900 (28,200)
第2段階	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.50 (0.75)	28,200 (42,300)
第3段階	世帯全員が村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が120万円を超える人	基準額 ×0.70 (0.75)	39,400 (42,300)
第4段階	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本人が村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.9	50,700
第5段階	世帯の誰かに村民税が課税されているが、本人が村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える人	基準額	56,400
第6段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 ×1.20	67,600
第7段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円から210万円未満の人	基準額 ×1.30	73,300
第8段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円から320万円未満の人	基準額 ×1.50	84,600
第9段階	本人が村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の人	基準額 ×1.70	95,800

※第1段階から第3段階は、低所得者向け保険料軽減措置適用後の額です。

なお、( )内が保険料軽減措置適用前の率及び額です。

# 第7章 計画の推進体制

## 1 円滑な介護サービスの提供

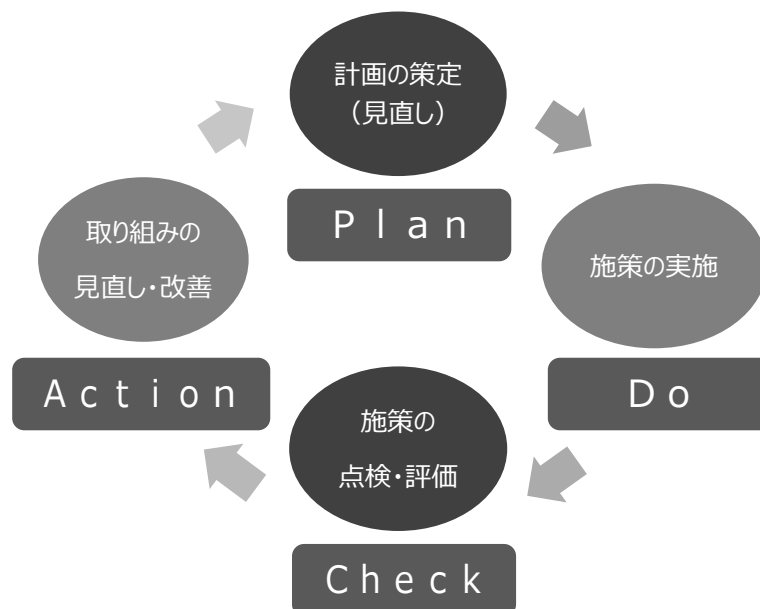
地域ケア会議など関係機関との連携の場において、高齢者の状況やニーズ、課題などを共有し、連携体制を強化することで、多方面から解決を図ります。また、福祉サービスの苦情などに対する調整、自立認定された人のデイサービスやヘルパー利用、サロン利用に関する意見調整などを行い、福祉サービスの利用について、住民の意見が反映されるよう図ります。

高齢者の多様な状況に応じて必要なサービスを提供するためには、サービスを提供する人材の資質の向上が大切です。そのため職員や地域包括支援センター職員、介護保険サービス提供事業者などに対する様々な研修の機会を確保します。

さらに、地域包括支援センターを通じてサービス提供事業者からの相談に応じるなど、さらなるサービスの質の向上を図るための体制を充実します。

## 2 円滑な介護保険の運営

本計画に定める施策の進捗状況について、実績評価・確認を行い、その結果を今後の活動につなげていくことができるようPDCAサイクルを確立し、実行します。



---

第8期東白川村高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行年月 令和3年3月

発行 東白川村

編集 東白川村 村民課

〒509-1392

岐阜県加茂郡東白川村神土 548 番地

T E L 0574-78-3111

F A X 0574-78-3099

---